

令和3年加美町議会第4回定例会会議録第2号

令和3年12月9日（木曜日）

出席議員（17名）

1番	尾出弘子君	2番	佐々木弘毅君
3番	柳川文俊君	4番	味上庄一郎君
5番	早坂伊佐雄君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	米木正二君	16番	伊藤淳君
17番	早坂忠幸君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	相澤栄悦君
企画財政課長	武田守義君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	浅野仁君
税務課長	塩田雅史君
産業振興課長	尾形一浩君
建設課長	長田裕之君
保健福祉課長	大場利之君
会計管理者兼会計課長	内海悟君

小野田支所長	大和田恒雄君
宮崎支所長	猪股繁君
総務課参事兼課長補佐	遠藤伸一君
教 育 長	鎌田稔君
教育総務課長	上野一典君
生涯学習課長 兼スポーツ推進室長	浅野善彦君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局 長	内海 茂 君
次長兼議事調査係長	青木成義君
主幹兼総務係長	渡邊和美君
主 事	鈴木智史君

議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（早坂忠幸君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、14番佐藤善一君、15番米木正二君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（早坂忠幸君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き通告のあった順序で行います。

それでは、通告5番、2番佐々木弘毅君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔2番 佐々木弘毅君 登壇〕

○2番（佐々木弘毅君） おはようございます。通告いたしておりました一般質問、入らせていただきます。

その前に、先ほど控室のほうで昨日、皆さんご存じ、真珠湾攻撃があつて、太平洋戦争に突入したというふうなことの体験者の記事のお話がありました。今年も年末が近づく頃となつて、1年を振り返つて、コロナ、コロナで、本当によく町の職員の皆さん、感染防止、そのコロナ対策ということで一生懸命に努めていただいたことに、まずもつて町民の1人として感謝を申し上げます。ありがとうございます。

変異オミクロン株とか、最近では鹿児島県のトカラ列島というところで地震が頻発しているということでございます。まだまだ政情不安のニュースが流れますが、どうぞ私たちの町でも気を緩めずに体制を整えておくように願います。

さて、本題です。2年後の令和5年には、加美町合併20周年を迎えることとなります。その間、庁舎建設に関わる経緯は紆余曲折がありました。

広く住民に理解をいただき、延長してきた合併特例債、いよいよ期限の令和10年には完成を見なければなりません。庁舎は西田と町長が支持を得た大きな公約の1つでもあります。改め

て住民の皆さんにも議会の中でも理解をいただかなければならないと考えます。合併当初からの18年の庁舎建設問題の経緯を振り返り検証し、進むことが大事と考えます。

次を問います。

1つ、合併当初、その後から現在までの庁舎建設問題に関わる流れと出来事を時系列でお示し願いたいということ。

2つ、条例に基づき設置された庁舎建設検討委員会での答申、併せて役場庁舎内での検討委員会での答申の、現在の役場西側駐車場（西田）と示されたものがなぜ矢越になったか、の経緯をお示し願いたい。

3つ、今後、庁舎建設に向けての考え方と、住民、そして議会への対応を町長にお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 皆さん、おはようございます。本日、よろしく願いいたします。また、今日は中新田地区の民生委員の皆様方にもおいでいただいております。心から感謝を申し上げたいと思います。日頃の活動にも感謝を申し上げたいと思います。

また、今、佐々木弘毅議員より職員の労をねぎらうお言葉を頂戴しました。本当にありがとうございます。

今年を振り返りますと、コロナ対策に追われた1年でありました。また、選挙の年でもありましたので、大変職員は多忙を極めた1年でありました。その中でも、しっかりとまちづくりを進めてくださったことに対して、私も職員に誇りを持っていますし、感謝をしているところでございます。

今、太平洋戦争のお話もありました。真珠湾攻撃をきっかけに太平洋戦争が勃発し、日本人だけで300万人の犠牲者、全世界では第2次世界大戦で1,000万人を超える犠牲者があったというふうに言われております。心からご冥福をお祈りしたいと思いますし、やはりそういったことを私たちはきちっと検証するということが何よりも大事だと。

とかくこの日本人は過去のことを検証せずに次のステップに踏み出してしまうという傾向があるというふうに言われておりますので、この庁舎についても、問題についてもやはり検証するという、まずこれが大事だというふうにも私も認識をしておりますので、議員のご質問の1点目、合併当初から現在までの新庁舎建設に関わる流れと出来事、時系列で示していただきたいというご質問にお答えをしたいと思っております。

平成15年1月の8日、旧3町による合併協定の調印が行われました。合併協定書では、新町の事務所の位置という項目の中で、新町の事務所の位置は当分の間、加美郡中新田字西田3番5番地とすると、現在の位置でございます。また、現在の小野田町及び宮崎町のそれぞれの役場の位置に支所を置く。なお、将来の新町の事務所の位置については、新町、合併した後の新しい町において検討するというふうに記載をされております。

合併1年前の平成14年でございます。12月であります。策定された新庁舎建設計画では、公共施設の統合整備において、新庁舎の建設につきましては、建設の是非及び位置も含め、新町において検討するものと記載されております。

合併後、翌年、平成16年度に策定しました第1次加美町総合計画におきましては、住民と行政の協働によるまちづくりの施策実現のため、庁舎と公共施設の整備・再編として、新庁舎建設を盛り込んでおります。第2次の加美町総合計画、こちらは平成27年度、策定しましたが、ここでも同じようにうたっているところでございます。

次に、新庁舎建設に係る各種委員会等による検討の経緯についてご説明いたします。特に、位置のご質問でありますので、その部分について検討の結果をご説明させていただきます。

合併後2年目になります。平成17年12月19日、3地区の地域審議会から新庁舎の建設に関して答申がありました。庁舎の位置については、中新田地区審議会からは、市街地とされている中新田地区町有地、現在の庁舎の西側の駐車場を有効活用ということ。小野田地区の審議会からは、小野田の下野目地区というご意見。宮崎地区の審議会からは、災害の心配がないところ、国道347号と広域農道の沿線といった意見がそれぞれ出されております。

翌年の平成18年の3月6日、学識経験者、町議会議員、公共的団体の役員または職員、一般住民で構成された新庁舎建設検討委員会により、新庁舎に関する事項についての答申がありました。答申では、庁舎の位置について、役場西側町有地が適地とされております。なお、利便性を考慮し、国道347号線とする意見があったということも付記されておりました。

平成20年9月2日、町議会議員で構成されました新庁舎建設調査特別委員会から、加美町の新庁舎建設に関する調査についての報告がありました。庁舎の位置については、加美町役場西側町有地を適地とする検討委員会の意見を尊重すべきという意見が多く、そのほかに検討委員会は、財政面からの考えが大きいようだが、遠隔地からの利便性や新しいよりどこを求めべきとして、国道を中心とした位置に将来展望を求めていくという意見と、庁舎の位置については一番の課題であり、より深い検証をすべきという意見がありました。

平成22年2月2日、庁内課長等で組織しました新庁舎整備検討委員会により、新庁舎建設に

関し必要な事項について検討した結果の報告がありました。庁舎の位置について、平成18年度
の加美町新庁舎建設検討委員会からの答申を踏まえ、西田1番、現在庁舎の西側町有地でござ
いますが、のほか、矢越地内など4か所の候補地を選定し、庁舎に求められる機能、庁舎建設
における財政面、事業実施におけるスケジュール面の3つに区分し、それぞれの項目に細目を
設け、全部で20項目について評価を行ったところ、西田1番の評価が一番高く、最優位とする
ものでありました。

その後、平成22年の5月、同じ年の5月の議会におきまして、矢越町有地を新庁舎の位置と
定める条例が可決されたという流れになっております。

2点目の条例に基づき設置された新庁舎建設検討委員会での答申や庁内の新庁舎整備検討委
員会での答申において、位置は現在の役場西側駐車場（西田）と示されたものがなぜ矢越に変
わったのか、経緯を示していただきたいというふうなご質問でありました。

ご指摘のとおり、それぞれの委員会においては、附帯意見等はあったものの、新庁舎の位置
については西田の評価が最も高かったというのは事実であります。しかしながら、平成22年の
2月24日、議会全員協議会において、新庁舎の位置は字矢越地内が適地であるとの説明がなさ
れました。

判断の理由としては、町道色麻下多田川線と町道田川平柳線の道路整備計画が具体化してき
たこと、加美町新庁舎整備検討委員会における候補地の比較検討の中で、庁舎に求められる機
能面では、字矢越地内が適地であったことということでありました。

また、役場西側町有地については、まちづくりという視点を優先させ、宅地分譲地や賃貸住
宅用地として開発し、町外から子育て世帯や若者世帯の移住を中心に人口増加を図ることが有
効であると考えたようでございます。

平成22年の3月、加美町議会第1回、22年の第1回定例会において、新庁舎の建設場所は国
道347号と国道457号の交差点付近に建設する方針であることが、施政方針により表明されまし
た。

その後、区長会、広報紙等において、新庁舎建設について説明がなされ、先ほど申しました
ように、平成22年5月、平成22年加美町議会第2回臨時会において、役場庁舎の位置を矢越と
定める条例が可決されたものであります。

こういった経緯があつて、当初、西田という意見が多く、委員会の中では占められていたわ
けでありますけれども、議会におきまして、矢越と議決されたということでございます。

なぜ矢越に変わったかということでもありますけれども、やはりここには政治的な判断があつ

たのだろうというふうに言わざるを得ません。

3点目の今後の進め方についてでございます。まず、この庁舎建設につきましては、ご説明しましたように、加美町の第1次の総合計画、第2次の総合計画、それぞれで建て替えは必要であるというふうに明記されておりますし、現庁舎、耐震補強工事をしたとはいうものの、これから何十年も使えるものではありませんので、やはり新庁舎は建設するということが必要だろうというふうに思っておりますし、それは議員皆様方もご異論のないところだというふうに思っております。

その上で大事なことは、議員がおっしゃったように、やはり合併特例債、有利な起債が使える間に新庁舎を建設するということだと思っておりますので、令和10年度には新庁舎を完成させることができるように取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

そこで、これまでの経緯を見ますと、やはり議会の皆さんが、当時の議会の皆さん方が判断したことと、その翌年の町長選挙で町民の皆さんが判断されたこととの間には、やはりずれがございます。このまま、いわば政治的な綱引きをしていたのでは、令和10年の完成を見ることは、これは難しいだろうというふうに思っております。

ですから、まずこれまでの経緯や検証結果を、これまでの経緯等をきちっと検証していくということが、私はやはり必要であるというふうに思っています。

次に、今後の人口の推移、それからデジタル化、それから今町が進めております民営化など、こういったことを勘案し、将来、これからの職員数の予測というものも出していかなくてはならないだろうと思っておりますし、それに伴う庁舎の規模、こういったことも検討していかなければなりません。

それで、これは庁舎の位置が決まる前からスタートしませんが、令和10年度完成には間に合わなくなりますから、現在、職員で構成する庁舎整備検討委員会のほうで検討を始めたというところでございます。

また、この庁舎整備検討委員会につきましては、皆様方には8月23日の全員協議会でそのスケジュールについてもお示しをし、その後、8月26日に第1回目の整備検討委員会を開催したところでありますので、逐次、議員の皆さん方には今後、ご説明をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

そういった庁舎の規模、そして西田と矢越を候補地とした場合のやはり建設コストなどの比較、こういったことも当然行っていく必要があります。財政負担などを客観的な庁舎検討をしていくことが重要であるというふうに思っております。

なお、庁舎の位置については、これは職員のみ判断で行うことは、なかなかこれは難しいだろうと当然思っておりますので、この持続可能な魅力ある町をつくる上で、この2つの、西田は1.7ヘクタール、矢越は1.5ヘクタールありますけれども、この2つの町有地をどう活用していくことが大事であるかという視点が重要であるというふうに思っております。

そのためには、それぞれの土地の特性、西田はご承知のとおり、町の中にある土地でありますし、隣には公園もあるという土地でございます。それから、矢越については、347号と457号が交錯する、接続する場所でございます。こういったそれぞれの町有地の特性を鑑みながら、今後、町の交流人口、関係人口、定住人口につなげていくために、町全体のやはりグランドデザインを考えた上で、両町有地の有効活用ということを考えていく必要があるのだろうというふうに思っております。

そのためには、専門家の意見なども聴く必要があるでしょう。当然、議会の皆さん方のご意見、町民の皆さん方のご意見、様々な方々のご意見を聴きながら、これまでのことを検証し、それを踏まえた上で、やはり未来志向でこれは考えていくということが、私は重要であるというふうに思っております。

そういった基本的な考え方に立って、今後進めていくわけでありましてけれども、現時点においてははっきりスケジュールが決まっているわけではございません。ただ、整備検討委員会についてはやはり1年ぐらいはしっかりとかけて検証する、議論していくということが必要であるというふうに思っております。

その過程、過程において、当然、議員の皆様方、町民の皆様方にも丁寧にご説明をしていきたい、またご意見も賜りたい。皆様方のご理解をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解、ご協力を賜りたいと思います。

以上、新庁舎建設に関しての答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） ありがとうございます。町長は今、るる経緯をお話しいただきました。私もこのためにいろいろ時系列で表をずっと作ってきました。1か月単位、そして2か月単位、3か月単位での、いろんなその時系列での出来事が、この庁舎建設に関わる政治的なこと、あとは議会での内容のことがたくさんありますが、今日はそこまでお話ししませんが、今お話があったことは、いずれにつけても星町長の時代、そして佐藤澄男町長の時代、併せて今の町長はもちろんです。西田が適地というふうなことで検討委員会のほうからは答申があったということだと思ひます。

質問です。昨日の一條議員の質問の答弁の中で、今年の8月に職員構成で新庁舎整備委員会を設置して検討が始まったとありました。以前示されたタイムスケジュールにあったような気がするのですが、このことについて再度、私たちのほうに、議会のほうに知らせることではないということで判断されたのでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

8月23日の全員協議会のときの説明では、まだこれから職員で組織する検討委員会で庁舎建設について検討を始めますというような内容と、あとスケジュール表をお示しをしてご説明をしたかというふうに思います。

それで、その後、議会の皆さんに対しては、まだそれほどそのお話が、検討が進んでおりませんので、それ以降は説明というのはしておらなかったということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） こういった大事な案件は再度、できれば議員の皆様方にお示しいただければ、今後も含めてですが、議員の皆様は政治的判断というのはとても重いわけです。そういった中で、きちっと町側と議員の、議会が、きちっと連携をしながら、いい意思疎通を図りながらやっていかなければいけないのではないかなというふうに考えます。

また、質問です。同じく昨日の町長の答弁に、原点に立ち返ってとありました。これはゼロからのスタートということではないですよね。その辺をちょっとお伺いしておきたいと思えます。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 原点に立ち返ってといいますのは、各種検討委員会からの答申あるいは報告というものが、これまで各、いろいろあったわけでありましてけれども、やはり条例で定められた建設検討委員会、平成18年の3月にはされた答申、まずはそこが原点だろうと。ですから、そこに立ち返って、きちんとこれまでの経緯を検証していくということ、まずそれからスタートする必要があるということで、原点ということをお話をさせていただきました。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） これからしっかりと検証をやっていただくということをお願いしたいと思います。私も宮崎、小野田の支所のほうの職員の方にいろいろお話も聞いたりしました。

あれから18年、17年でしょうかね、支所機能が果たしてうまく地域の住民の人たちにしっかりと、いいサービスを提供できるような機能をしっかりと持って働きかけているかということ伺いました。ほとんど地域住民の方々は困ってはいない。しっかりとその今までの年数、18年もかけて、17年もかけて職員が一生懸命頑張ってくれて、しっかりとその支所の機能を果たしている。

ここだけで全てが足りるというわけではないのですが、こういったときに庁舎の中新田のほうに行くことがありますかと聞いたら、大体35分から40分ぐらい申請書を書いたり、やり取りをしなければいけないことに関しては、特にお金の支給を受けたり、障がい者の人とか、または独り親の家庭の方とか、そういったお金を頂く、支給を頂くということに関しての申請は向こうでない駄目だと。ほとんどの業務といいますか、住民サービスは、支所でもう足りるところまで、それだけモチベーションが上がってきているし、機能も向上しているんだなということで、私も正直、安心をしました。

ですから、やはりこれからこの庁舎の在り方というのは、一極集中ということではなくて、こういった分散でしっかりと地元サービスを提供できるというふうな方法を私たちは考えていかなければならないのかなというふうに思います。

次に質問です。庁舎予定地としての矢越地域も、今は大型物販店や商業施設が出店して、これからも商業ゾーンとして活性化していく様相だというふうに考えます。私も大きな、大型がもしかしたら来るかもしれないというふうな話も耳にしております。こういったことの状況で、18年の間に町の様相または町の外から一歩踏み出したところの土地の様相も、どんどんどんどん変わってきています。

こういった様相について、どういうふうに町長はお考えか、思いを持っていらっしゃるか、ちょっとお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） やはり事業者にとっては、どこに新たな店舗を構えれば利益を拡大できるかという視点で進出する場所を物色し決定していくということなのだろうというふうに思います。そこについては特段の規制がない土地であれば、町として規制することはできません。ただ、町としましては、全体のことを考えた場合には、一般町民にとっては利便性が高まる、多くの商店が来ることによって利便性が高まる、あるいは町にとっては固定資産税等の税収につながるというプラスの面があります。

それで、一方でやはり商店街の存続ということ考えたときに、その配慮といいますか、そ

ういったことは当然必要になってくるだろうというふうに思っておりますので、そのあたり、全体を考えた上で、町ができることはやっていかなきゃならないだろうというふうに思っております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） お伺いします。合併特例債を、もちろん建てるとするならば、建設をするとするならば、合併特例債を活用するというふうな考えはもちろんおありだと思います。その前に、その庁舎建設、町自体で、庁舎建設の設備基金は今どのくらい積立てになっているか、お知らせいただければと思います。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

庁舎整備基金のご質問でございますが、庁舎整備基金につきましては、基本的に建設事業費のおおむね半分を積み立てるということを目標としてございまして、昨年度末現在でたしか8億1,200万円ぐらいの残高があったかというふうに記憶してございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 町長は以前の議事録、議事録というか、いろんなお話を見ますと、庁舎をコンパクトにということで、大体支出を10億円ちょっとで造りたいというふうなお話があったように思います。現在8億円だとすると、その建設予定費の半分をというふうなことからすると、正直、私もちょっと安心をしているところです。

小さくと、コンパクトで、もう一つ先ほど言い忘れまして、庁舎のそのことで支所の話をしました。支所でいいなと思ったのは、住民からの話もありました。ここは近くだから自転車で来られるもんね、ここは歩いて来られるもんねというふうなことで、住民の、その地域住民の方々が、小野田のこの周辺の商店街の方々、近くの方々が歩いてきたり、自転車で来られる。または、宮崎は宮崎でそのように支所が機能している。これが大事、これが住民サービスへの1つの大きなメリットなのかなというふうに私は考えています。

もう一つ質問でございます。平成22年、時系列でお話がありました。平成22年5月21日、臨時会にて、位置の改正条例のための特別多数決により、新庁舎の位置を矢越と可決されました。これは議員の皆様方の本当の政治的な判断です。この判断と、片や町長は、庁舎は西田へと、この公約実現でのねじれ現象といいますか、その辺の現象をどういうふうと考えられているか、ちょっとお話を聞かせてください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 当時の議員の皆さん方が3分の2の特別多数で議決したことでありますので、この議決は大変重いというふうに思っております。恐らくはお一人お一人が様々、悩みながらといたしますか、判断を迫られて、それで判断したことだと思っておりますので、大変重いというふうに受け止めております。

一方、翌年の8月の選挙で示された民意というもの、これもやはり非常に重いものがあるというふうに思っております。

そういったことから、今日に至るまでこの問題がなかなか動かない、動けないというふうな状況になってきたわけでありますので、ただ、先ほど申しましたように、これを解決するためには、客観的にこれまでのことを検証し、そして将来に向かって、この2つの町有地をどう活用することが町民にとって、町の活性化にとって、経済の活性化にとって望ましいかという視点で、しっかりと議論をしていくということが大事なのだろうというふうに認識をしております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 決してこの庁舎建設のことで、町民が2分されたり3分されたりということのないように、ひとつご配慮いただきながら進めていただければというふうに思います。これが、今のお話が最後の質問でした。あれから18年、旧中新田、小野田、宮崎地区の若い世代の住民も様々な学校行事、地域行事、そしてスポーツ大会、音楽、文化交流の中で、互いの地域を尊重しながら仲よく活動されている姿を見るときに、時の流れが加美町住民としての一体感を醸成するものだなということを強く感じています。

どうぞ町長、住民の皆様はもとより、議会側にも、心にも響く、そして熱い思いで公約、政策提案をしていただければというふうに思います。この問題については終わりたいと思います。

次に、文化施設の管理・運営ということでお話を、質問をさせていただきます。

今から年末ともなると、また正月になると、テレビではいろんな歌手が出て歌ったり踊ったり、非常にこう、ステージが盛り上がるような雰囲気をつくられている光景は、今から何年前か、何十年前かでは、当然大きく違ってきています。

当町にあります文化会館での舞台芸術は、演奏・演技の内容によって、年々、照明・音響などの舞台演出に高度な知識と技術が要求されてきています。音楽のまちづくりを提唱し、町民オーケストラ・吹奏楽団を有しての毎年の定期発表会での満席の演奏会は、これは全国的にも注目をされているところであります。

恵まれた文化施設を2つも有する我が町の音楽・芸術を提供する施設運営とサービスに関し

て、聞きたいと思います。

1つ、今後の文化施設の管理・運営に関してどういうふうに考えていらっしゃるか。

2つ目、現在、照明・音響ができる職員は配置されているか。

3つ目、役場OB等の再活用、再雇用ということでしょうか、これを町が舞台業務請負等の任意団体をつかって委託するようにはいかがでしょうかというふうな提案です。お伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

〔教育長 鎌田 稔君 登壇〕

○教育長（鎌田 稔君） 皆さん、おはようございます。教育長の鎌田でございます。議会の定例会におきまして、登壇して答弁するのは初めてになります。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日は傍聴いただいています中新田地区の民生委員の皆様には、これまで大変お世話になっております。また、常日頃大変お世話になっておりますことに感謝申し上げたいと思います。今後どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、1つ目の「今後の文化施設の管理・運営に関しての考えは」のご質問であります。答弁させていただきます。

中新田文化会館は1981年、昭和56年に建設され、40年が経過しております。16年前の2005年に照明、2006年に音響・舞台機構の大規模改修を行い、昨年、空調設備改修工事等を実施しております。また、加美町公共施設等総合管理計画を基に適切な維持管理を行い、長寿命化を図りながら、維持・保全に努めております。

しかし、施設及び設備等の劣化が進んでおります。現在、早急に改修が必要となるものには、ホール内客席の電球があります。すでに生産が終了しておりますので、施設内の照明に関して医はLED化を視野に入れた対応が必要となります。また、音響や舞台機構の設備についても、現在使用の機材の部品は生産完了から数年が経過しており、補修部品の供給ができないなど、施設全体の計画的な改修が必要と考えられます。

運営につきましては、指定管理制度が導入されてから、近隣市町の類似する数多くの劇場・ホールが技術的にも安定したサービスの提供を行うため、指定管理制度を導入しております。また、指定管理運営を行っていない劇場・ホールでも、技術とスキルを必要としている舞台業務は専門の業者に部分的な業務委託を行っているのが一般的です。

しかしながら、加美町の2つの文化会館においては、現在も直営にて職員が舞台業務を行っ

ております。加美町といたしましても指定管理を導入していくことで検討を進めておりますが、中新田文化会館の機材等につきましては大変古く、機材等の新規入替えの後、指定管理の導入が望ましいと考えております。

2つ目の「照明・音響ができる職員は配置されているか」というご質問に答弁させていただきます。

舞台業務は本来、専門の知識と経験のあるスタッフが対応することになります。加美町の中新田文化会館、小野田文化会館においては、業務の資格を有する職員または経験のある職員を配置することで運営を行っております。

3つ目の「役場OB等の人材の再活用として、町が舞台業務請負等の任意団体をつくり委託する考えは」というご質問であります。役場OB等の人材再活用については、10年ほど前の指定管理者制度の導入に伴い、当時舞台業務に従事していた職員の中で、退職後に業務を委託する組織化の話があったようでございます。そして、また中新田文化会館の開館当時は、舞台業務を生業にする事業者は皆無に等しい状況であったため、直営とする自治体が多かったようです。

しかし、現在は全国に大小様々なホールができ、音響・照明など技術を請け負う専門の事業者が多数ありまして、県内のほとんどの自治体が専門業者への業務委託または財団等を設立して指定管理を導入しているようでございます。

さて、役場OBなどとしては、技術経験者等、十分な人材の確保が難しいのが現状であると伺っております。また、機材もデジタル化の移行が進んでおりますので、その操作等には相応の知識と経験が必要となると思われまます。そして、舞台装置や道具などの扱いには体力が必要なものもあります。このことから、危険を伴いものもあると思っております。

加美町といたしましては、①の回答にもございますが、専門業者等への指定管理の導入が望ましいというふうに考えております。

以上、ご質問の内容に答えさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） お話のとおり、いずれはという、その指定管理になるということでしょうが、この指定管理については、いろいろメリット・デメリットがあろうかと思えます。今加美町で恐らく県下で唯一直営、行政職員が照明をやったり音響をやったりというのは、恐らく加美町の職員しかいらないというふうに、いろいろ調べてみたらそういう結論でした。ほかのところも直営というところも書いてはあるのですが、よく調べてみると、どうも東

北共立サービスとか陽光ビルメンテナンスというふうな事業体に委託をして、職員に1人または2人、常時、または随時、来ていただくようなシステムになっていても直営というふうな、行政職員がそこにいらっしゃるわけですから。

ただ、この指定管理をした際に、一番デメリットとといいますか、お金が相当かかります。そういったところはもちろん試算はしていらっしゃるのでしょうかけれども、いつ頃からその指定管理というのを考えていらっしゃるか、ちょっとお聞かせいただければ。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（浅野善彦君） 生涯学習課長です。

指定管理の時期ということでございますが、今、現段階では直営方式で加美町で事業を実施しておりますので、この状況を取りあえず当面続けながら、行く行くはその指定管理ができるような状況をつくりながら、早急にできれば移行していきたいなというふうには考えておりますので、そちらのほうの指定管理の業務の内容等をいろいろ精査しながら、検討を急いでいきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 町内にはいろんな団体があります。音楽団体、国立からはじまって小学校・中学校・高校の吹奏楽部、そしてコーラス団体、文化団体、このような人たちが総出でホールでの発表会がこれからどんどんどんどん出てくるかと思えます。そのときに応じられる照明効果、非常にこれは貴重な、大事な仕事なんですね。ぜひいい仕事ができるというのは技術ですから、研修も含めて、これは職員のほうにその時間を提供して、しっかりと覚えていただければなというふうに思います。

いずれにつけても、この文化施設の目的というのは、町民が心豊かな生活を送るということが前提で、音楽、そして文化の振興ということになるろうかと思えます。文化ホールが盛んな町はまちづくりが豊かだと、こういう話も聞いています。どうぞお願いしたいと思えます。

もう一つ、最後に質問なのですが、どうも、これは私たちの関与するところではないのかもしれないかもしれませんが、技術を持った人たちがすぐに異動してしまうということで、舞台ができなくなるということについて最後、質問を終えたいと思えます。その辺をお知らせください。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（浅野善彦君） 生涯学習課長です。

今、佐々木議員さんがおっしゃったとおり、私たち、やはり公務員ですので、人事異動というのは避けられないような状況でございます。その中でも、文化会館等、資格を有する方、あ

とは文化会館を経験したような方につきましては、極力そこに配置はさせていただいてはおるのですが、なかなかそれが長く置いておくということもできませんので、この点を今後、文化会館の職員に関しては、業務委託の方法を取るのか、指定管理の方法を取るのか、その点、どちらがいいのか、あとは予算の関係もございますので、その点をいろいろ考慮しながら検討を重ねて、一応今後、どのような方向に持っていったらいいのかというのを検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 教育委員会の所管でありますけれども、人事のことですので、私のほうから一言述べさせていただきます。

やはりこの職員の人材育成という観点からしますと、同一職員を長くバツハホールに置くということは、適当ではないというふうに思っております。専門職として採用しているわけではありませんので、やはり若い頃から様々な部署を経験して、将来の幹部職員として育てていくということが非常に我々にとっては重要な責務を担っていると思っておりますので、どうしても短期間で異動するということが起こってまいります。

ですから、やはり直営で、一方、なかなかじゃあ専門職で採ればいいのかということになりますと、今職員の定数も削減している中で、専門職として採用し、そして研修を積み重ねて育てていくということも、現実としては難しい状況にあります。

そういった中で、ホールのサービスの質を保つということを考えた場合に、やはり指定管理、業務委託ということ、民間のお力をお借りするということに向けて取り組んでいく必要があるのだろうというふうに思っております。

そういったときに、質もさることながら、やはり全体の経費が今以上膨れてしまったのでは、これは行財政改革に逆行しますので、ここのところもきちっと押さえながら取り組んでいくということが重要だと思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っています。よろしくをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 佐々木弘毅、以上で終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして2番佐々木弘毅君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。11時5分まで。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開します。

通告6番、6番高橋聡輔君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔6番 高橋聡輔君 登壇〕

○6番（高橋聡輔君） それでは、通告6番、高橋の一般質問をさせていただきます。前回のときも、民生委員さんが来ていただいたときに私が皆さんのお昼時間を決める一般質問をさせていただきましたので、今回も遅れないようにちょっと考えながら質問をさせていただきたいと思えます。

1問目、させていただきます。東京オリ・パラホストタウンの成果についてでございます。

加美町では、復興ありがとうホストタウン、共生社会ホストタウンとしてチリパラリンピック選手団を迎え、選手団の皆さんには大いに活躍していただき、また加美町のPRにも一役買っていたところであります。

加美町のホストタウンの総決算として、以下の点について伺います。

①ホストタウンとして事前合宿及び直前合宿にかかった経費、補助金あるいは自主財源、地方創生の臨時交付金等もありましたけれども、交付金等もありましたけれども、その辺について。

2つ目、両合宿、直前及び事前合宿で購入した物品あるいは改修した場所・内容に関してです。

3点目、共生社会ホストタウンとしてのユニバーサルデザインのまちづくり、あるいは心のバリアフリーというところが国のほう、内閣府のほうから示されておりますけれども、今後の町の取組について。

以上についてお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

〔教育長 鎌田 稔君 登壇〕

○教育長（鎌田 稔君） 教育長、鎌田でございます。

初めに、オリ・パラの経緯と結果についてお話しさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって1年延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック大会が今年の夏に開催され、加美町においても、チリパラリンピック選手団が直前合宿を行いました。パラカヌー選手1名、パラ陸上選手3名、スタッフ8名の合計12名が8月8日から8月27日の20日間にわたって、中新田B&G海洋センター及び陶芸の里陸上競技場

でトレーニングを行いました。

コロナ禍であることから、厳しい感染症対策が敷かれ、残念ながら交流事業は中止となりましたが、4人の選手はスタッフとともに十分なトレーニングを行うことができました。

本大会では、パラ陸上女子砲丸投げでフランシスカ・マルドネス選手が、自身が持つ世界記録を14センチ上回る8メートル33センチで見事金メダルを獲得しました。加美町での合宿が2回目となったパラカヌー女子スプリントに出場したカテリーン・ウォラーマン選手は倒れ込みながらゴールし、念願の銅メダルを獲得しました。パラ陸上女子のアマンダ・セルナ選手は200メートルで自身のシーズンベストの記録で4位、400メートルでも7位と、2種目で入賞しました。また、パラ陸上男子のクリスチャン・バレンスエラ選手は、金メダル獲得が期待されていましたが、レース中の接触で負傷するアクシデントがあり、メダルの獲得はなりません。1,500メートルで7位、5,000メートルでも8位と最後まで走り切り、両種目で入賞しました。

このように、4名の選手は、今の自分を超越るべく最高のパフォーマンスを発揮して、我々に希望と感動を与え、またいかなる困難をも乗り越える力強さを見せてくれたというふうに思います。

大会を終えたチリ選手団は、加美町の環境がすばらしかったこと、今後、日本国内で大会が開催される際は、加美町で合宿を行いたいとのメッセージを残して帰国しました。

以上、経過と結果報告であります。

それでは、私から、高橋議員より質問がありました2点について、まずお答えしたいというふうに思います。

1つ目、ホストタウンとして事前合宿及び直前合宿にかかった経費は、補助金と自主財源の内訳のご質問にお答えします。

まず、2年前に行った事前合宿の経緯について、令和元年8月26日から9月8日までの14日間、チリパラカヌー選手2名とコーチ1名の計3名が加美町で事前合宿を行いました。総額は310万5,459円で、そのうち特別交付税が77万6,000円、地方創生推進交付金が112万5,335円、一般財源が120万4,124円です。

次に、今年行いました直前合宿についてです。令和3年8月8日から8月27日までの20日間、チリパラカヌー選手1名、パラ陸上選手3名、スタッフ8名の計12名が直前合宿を行いました。総額は1,114万5,454円で、そのうち県補助金、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策補助金が23万8,000円、特別交付税が428万円、一般財源が662万7,454円です。

続いて、2つ目、両合宿において購入した物品や改修した内容は、とのご質問にお答えします。

まず、購入した物品についてお答えします。令和元年度にパラカヌー艇2艇と、パラパワーリフティング競技器具1基と、養生用のゴムマットを購入しています。また、令和3年度には、ウェイトトレーニング用の機器一式を購入しております。

次に、改修を行った施設についてお答えします。令和元年度に中新田B&G海洋センターとやくらいコテージを地方創生拠点整備交付金を活用して、バリアフリー化の改修工事を行っております。この2施設は、チリ選手団が合宿をする上で練習会場や宿泊施設と位置づけることにより、交付金の活用ができたものであります。

なお、陶芸の里スポーツ公園陸上競技場の改修も行っておりますが、これは第3種更新に伴う改修工事であります。

以上、1つ目と2つ目のご質問の内容に答えさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、3点目につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

3点目は、共生社会ホストタウンとしてのユニバーサルデザインのまちづくり・心のバリアフリーの今後の町の取組についてというご質問でありました。

加美町は共生社会ホストタウンとしても登録をされております。これは加美町の様々な取組が認められての登録ということでございます。この共生社会ホストタウンは、オリンピック・パラリンピックが終わったからといってなくなるというのではなく、今後とも加美町は共生社会ホストタウンとして存続し続ける、登録される続けるということでありますので、それにふさわしい、やはり取組というものは必要になってくるだろうというふうに認識をしております。

このご指摘のユニバーサルデザインでございますが、一般的にユニバーサルデザインについては、文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、多くの人々が利用できるよう配慮した建物、建設ですね、あるいは製品、あるいは情報の発信の仕方とか、こういったこととされております。

今後、加美町共生社会をつくる上で、こういった視点が非常に重要であるというふうに私も

認識をしているところでありますので、これまでの取組、今後の考え方についてお伝えさせていただきたいと思っております。

これまで加美町におきましては、ハード面ではB&G海洋センター、あるいはどどんこ館、新しく造られます中新田の公民館、あるいは既に造られておりますシルバーハウジング、やくらいコテージ、こういったこれまで建設あるいは改修してきたもの、今後造ろうとしているものについては、この考え方を生かして整備をしてきたところでございます。

また、心のバリアフリーに関しましては、インクルーシブ事業という、つまり排除しないという考え方に基きまして、様々な事業展開をしてきております。具体的には、障がい者が安心してカヌーを楽しめるようにスタッフを養成する、障がい者カヌーサポートスタッフ養成講座を実施いたしました。このことを通して、障がい者への理解を図るとともに、障がい者カヌー体験の際にも、講座を受けたスタッフが障がい者をサポートすることによって、またサポートする方々が新たな発見、学びが生じているということでございます。

また、町内の中学生を対象にした授業としまして、障がい者と一緒にシッティングバレー、要は座って行うバレーですね、こういったバレーの研修なども行いました。

また、B&Gさんと共催でリバーサイドフェスティバルを開催しまして、ボッチャやハンドバイク、これは障がいをお持ちの方が手で回しながら進むというハンドバイクなのですが、こういったハンドバイク、それからブラインドランニング、目の見えない方々、補助者をつけてランニングするわけですが、こういった体験なども行っていただいたところでございます。

こういったパラスポーツを体験していただき、障がい者と一緒になって体験をしたことによって、健常者と障がい者がともにお互い理解し合い、学び合い、誰もが楽しめる地域活動の推進を現在図っているということでございます。

今後、今回のホストタウン事業をきっかけに、チリとの縁ができましたものですから、やはりこのご縁は大事にしていきたいというふうに思っておりますので、青少年交流を中心としたチリとの国際交流などをぜひこれは進めていきたいというふうに考えております。

若者にとって、若い時期から異文化に接するということ、この体験は非常に貴重な体験だと思っております。また、そのことによって改めてふるさとのすばらしさ、あるいはもっともつと自分のふるさと、あるいは国について学ばなきゃならないという動機づけにも当然なっていくわけでありまして、こういった青少年を中心とした国際交流というものを進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、既に町の国際交流協会におきまして、地域にお住まいの外国人との触れ合いの場、相互理解の場というものをつくってきております。今年度は残念ながらコロナの影響で開催できませんでしたが、今後とも加美町にお住まいの方、技能実習生なども含めて、相互理解を図る取組をしてみたいと思っています。

なお、1月の16日だったでしょうか、県の国際協会、ちょっと失礼します、ご紹介させていただきますけれども、失礼しました、1月の30日の午後1時から、バツハホールにおきまして、宮城県と県の国際協会、そして町の国際交流協会などが主催・共催いたしまして、多文化共生シンポジウムというものを開催することにしております。こういった、この中には加美町の国際交流員でありますカタリーナさんであったり、地域おこし協力隊の台湾から来ておりますヨウさん、あるいは技能実習生、ベトナムから来ているグエンさんなどがパネラーとして登壇することになっておりますので、こういったまさに心のバリアフリーにつながる取組なども継続してやってみたいというふうに思っているところでございます。

今後、様々な関係機関と連携を取りながら、共生社会ホストタウンがまさに目指すところに一歩ずつ近づいていけるように努力をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） それでは、質問させていただきます。

まず、一番最初に総額幾らかかって財源内訳というようなお話をさせていただきました。財源の内訳までは正確にはちょっとメモすることができなかつたのですけれども、総額、事前合宿及び直前合宿合わせまして1,430万円ほどですかね、かかったと。それで、これはそもそもこのぐらいの金額はかかるであろうという基から、今回、世界的に流行しましたコロナ感染症によって様々予定は大きく変わってきたことかと思えます。

今回、町が想定していたこのオリ・パラホストタウンに対して、このコロナが与えた影響でできなかった事業あるいはもう少しこういうふうにすればというようなことがまずあれば、そういうことが一体どういったことなのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） スポーツ推進室長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（浅野善彦君） スポーツ推進室長です。

今回、やはり議員さんおっしゃるとおり、コロナの影響で交流事業が軒並み中止に追い込まれたというような状況がございます。まず、8月8日、チリの選手団等、加美町においでいただいて歓迎式を行いたいなというふうに考えて準備を進めてはありましたが、こちらに向かっ

ている途中でございましたが、一応チリの選手団のほうから、やはり人前でのコロナ感染を危惧しますというようなご意見をいただければ、こちらとしても強固に行うこともできないというような判断の下、中止をしてしまったというような流れもありますので、その点が一番交流事業に関しての悔いが残っているというような状況でございます。

まず今後、何かの機会でチリとの交流が実施できるのであれば、このようなことを踏まえながら、今後、交流できるように精いっぱい検討していきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） やはり当初は、復興ありがとうホストタウンということから、当町のこのホストタウンが始まりまして、その後、時系列としましては、この共生社会ホストタウンというところにも任命されたというようなことになっておるかと思えます。当初からなかなかチリという、あまり分からないところの地域から、受け入れてホストタウンになることによって、じゃあ一体町に何が、もたらせるのかというような疑問が非常に多かったと。それで、そこに来てこのコロナということで、やはりいろんな事業、交流事業ができなかったということに対しては、この後から認定された共生社会ホストタウンというところに対して、非常に今後力を入れていくべきなのかというふうに思うのですけれども、その辺で町長何か、町長の考えとしてありましたらお答えいただきたいと思えます。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私も当初、内閣官房のオリ・パラ推進本部のほうからチリというご提案があつて、率直なところ、大分遠い国だなと、今後のこの交流が果たしてできるのだろうかというふうに思いました。

しかしながら、これは国を挙げての国家プロジェクトでありますし、実はなかなか南米、アフリカのホストタウンに名乗りを上げる市町村がないということで大変、国も実は困っておりました。そういった中でご紹介いただきましたものですから、やはりこれはしっかりと町としても受け止めるべきであると、オリンピック・パラリンピックを我々も小さな力であるけれども、成功に向けて支えていくべきだというふうに思った次第でございます。

その後、日本チリ協会というものが存在するということが分かりまして、あるだろうということで探したわけでありまして、この日本チリ協会のご協力が大変大きかったと思っております。様々な方々との縁をつないでくださいました。民間企業の中でも、チリと結びつきの強い企業というのは当然でございます。そういった企業もご紹介いただきました。その中で

今後、加美町がチリと交流する上で、企業版ふるさと納税で協力をしますと言ってくださっている企業もごございます。

実は、チリというのは、名前は大体日本人は知っていますけれども、どういう国なのかということをおもひ分かっていませんし、私も含めてですが、それから就航120年ぐらいになるはずですが、なかなか民間レベルの交流というのは進んでいないわけですね。そういったことから、日本チリ協会ははじめチリと関係の深い方々は、ぜひ民間レベルでの交流を進めたいと、あるいは進めてほしいという思いが大変強いのです。

そういった中で、加美町がコロナ感染拡大しているという困難な状況の中で、事前合宿を受け入れてくれたということに対して、大変感謝の気持ちを持ってくださっているんですね。それで、そういった加美町に対して今後も支援したいと思ってくくださる方々が、ほかにも日本チリ協会、そういった企業さんを含め、いらっしゃるものですから、そういった方々のお力もお借りしながら交流を進めていきたいなというふうに思っていますし、最初は不安に思いましたが、ある意味では、チリを国からご紹介されてよかったのではないかと、よかったんだというふうに今は思っているところでございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ただいまご説明いただきまして、ホストタウンである町及び執行部、首長といたしましては、非常にいい感触を持たれたというようなことだと思います。しかしながら、町民の皆さんレベルでなかなかこのチリを感じることはできないというのは、このコロナ禍もありましたけれども、せっかくこういったものを受け入れて、ただパラリンピックで一生懸命応援するというだけでは、なかなか町民の皆さんの理解が得られないというところもございます。

今、町長の答弁にもありましたとおり、今後のそのチリの一般町民といいますか、そういったレベルで交流をしていくんだと、1回目の答弁にもありましたとおり、今後、またチリとの交流を続けていくんだというようなお話がありました。この具体策、今回、もともとのこの復興ありがとうホストタウンですか、南三陸さんとの縁あるいは今回のチリの誘致ということで、東京の三鷹市さんですかね、との関係等々も新たにできたかと思っております。具体策として、これらの自治体とどのような交流を図っていったら、実際、町民の皆さんに理解していただくものにしていこうとされているのか、お考えがありましたらお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この今お話のあった三鷹市、こちらもチリのパラリンピックのホストタ

ウンでございました。このご縁というのは、非常に私は大事だと思っております。実は、制約のある中ではありましたが、オンラインを使って三鷹市と加美町と、そしてチリのパラリンピック委員会、加美町の高校生なども含めたオンライン交流などを行ったところでございます。その中でも、ぜひ三鷹市とこれからもご縁をつないでいきたいと思いますという話もさせていただいておりますので、今後、例えば三鷹市と共同で、あるいは南三陸も含めての青少年交流ということも、これは考えていく必要があるだろうと思っておりますし、様々な面で都市と地方を結ぶ交流ということも、今後検討していく必要があるのだろうというふうに思っております。

また、オリンピック・パラリンピック全国首長連合会だったのでしょうか、といった名称の会がございまして、私その一員なのですが、今度、この会がオリンピック・パラリンピックを推進する全国首長協議会から、今度は万博ですね、大阪・関西万博を推進するための全国の首長会の協議会のほうに移行いたしました。引き続き私はメンバーになっておりますので、チリが大阪・関西万博に出展する際は、やはりその機会を捉えて交流をしていくということが大事だというふうに思っておりますし、またこれは定かではありませんが、神戸で障がい者の世界陸上が開催されるということになっておりますので、この際にもチリのほうから、開催はまだ、コロナの関係ではっきりしておりませんが、開催される際には、ぜひ加美町で事前合宿をしたいと、経費は全額チリの国が負担するというようなお話もいただいておりますから、これまでできなかった交流ができる可能性があるのではないかとこのようにも思っているところでございます。

ですから、様々な機会を捉えてチリとの交流というものを進めていくと、町民が参加できる取組というものを進めていくということが大事だろうというふうに思っております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 具体的に挙げた、その後、チリとの関連するところですが、今回、オリンピック・パラリンピックということで、生涯学習課のほうで積極的に行っていただいておりますが、宮城県内の南三陸、沿岸部ですよね、山間部で我が加美町と沿岸部である南三陸、あるいはこういった農地といいますか、中山間地域の田舎町と、都心部である三鷹というところであると、昨日の一般質問の中でも様々、移住・定住及び関係人口の取組というところでは、十分魅力的な地域になっています。その辺をぜひ担当課、オリ・パラの関係だからチリが、担当課が生涯学習課ということではなく、ぜひ移住・定住のほうにも、すばらしい沿岸部の魅力もありますし、都心部のほうから様々、移住・定住、昨日いろいろ話が出たワーケーションの関係等々、そういったところもぜひ積極的につなげていただきたいというふうに

と思いますが、誰でしょう、町長でしょうか、それともひと・しごと推進課長でしょうか。お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ぜひそうしていきたいと思っています。実は市川市との関わりというものも長年あるのですけれども、これもコロナの影響などで若干関係が希薄になってきておりますから、先日も職員とも話し合ったのですが、こういったことをもう1回見直していこうと。それから、三鷹市とのお付き合い等々、やはり首都圏とのお付き合い、連携、こういったことを進めていくことがお互い、我々にとってだけがいいというのでは、これは関係が続きませんから、双方にとってメリットがあるような、ウィン・ウィンの形での交流というものを模索していきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 今まで町長とやり取りをさせていただきましたので、担当課、お待たせいたしました。具体的に先ほど購入をしていただいた物品というのはご説明いただきました。カヌー、あとはパワーリフティングの障がい者向けのこと言ったら失礼なのかな、そういったものを購入したと。あるいはマットを購入しましたよというようなことなのですけれども、その後、今実際どこに保管をされていて、どのような活用をされているか。共生社会というところの中で、この共生社会のインクルーシブスポーツですか、これの推進というふうになった場合に、どこにあってどのように活用されているというのが分からないというような状況にあるかと思います。その辺についてお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） スポーツ推進室長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（浅野善彦君） スポーツ推進室長です。

この購入した機材でございますが、物品等は中新田B&G海洋センターにございます。主に中新田高校のカヌー部の部員が今、現段階ではウエイトトレーニング等で使用しております。今後、B&G海洋センターを訪れる利用者などにも使用をできるように考えております。器具の使用上の事故といった安全面に課題もあることから、B&G海洋センターと協議をしながら今後進めてまいりたいというふうに考えております。

また、施設の利用促進についてでございますが、B&G海洋センターの指定管理者であるスポーツ協会が一応パンフレット等を作成しまして、利用促進のため、各事業を展開して今おりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） B&Gのところであって、中新田高校の方々が日々のトレーニングに活用しているというように感じますが、通常の器械ではないわけですね。通常の器械よりももちろん金額的にも高いわけですし、それがなぜそういった器械になっているかというところを実感していただく、ただ単に通常のトレーニング用具として使うわけじゃなくて、こういった方々がどういうふうに活用しているんだということも含めて、共生社会の一環だと思います。そういったところの使い方並びにそのPRの仕方というのを、もう少し検討していただかないと、何のために購入したかというのがなかなか分かりにくくなってしまいうかというふうに思いますので、その辺もしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

ちょっと時間の配分がなかなかあれなのですけれども、ユニバーサルデザインのまちづくりにおいて今後検討していることはということでお聞きしたいなというふうに思っておりました。このユニバーサルデザインのまちづくりというところにおいて、一番共生社会ホストタウンの中で言われていたこと、心のバリアフリーですね。この心のバリアフリーについて、中新田小学校の当時5年生の子たちですかね、まち歩き点検をしていただいております。そういったところから見えてきたもの、あるいは改修すべきような点というところが、執行部といいますか、町側でどのように捉えているのか。これについて、町のホームページにしっかりとこの5年生のまち歩き点検及びマップ作りというものが載っておりますので、ぜひ皆さんに見ていただきたいのですが、その点を含めて今検討していることがございましたらお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） スポーツ推進室長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（浅野善彦君） スポーツ推進室長です。

中新田小学校5年生のまち歩き点検ということで、昨年11月に行われたものだと記憶しておりますが、学校周辺を実際に車椅子に乗りまして、どのような状況なのかということを確認を行って、結果を班ごとにマップに表したというような事業になっております。

まず、児童たちは普段何げなく歩いている通学路を、施設のトイレでも車椅子で歩くと歩道の幅が狭かった、階段があり危ないというような感想とか、側溝に蓋がなく危ない、押しボタン式の信号機が少ないなど、また施設についてもエレベーターがないといったバリアに気づいたというようなご意見もありました。

一方で、トイレが車椅子でも使われやすいというようなことや、スロープや専用の観客席があり便利だと思ったなどの感想も出ております。

このようなことで、子どもの目から見たそのバリアというのを、このような体験をしまして

感じているんだなというようなことが、この広報なんかを見ますと感じられるところでございます。

今後もこのようなご意見を一応組み入れながら、今後対応していきたいなというようには考えております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ホームページを見ますと、中新田体育館の自動ドアに改修されたことによって入りやすいというようなことがあったり、そのスロープ及び自動販売機の使いやすさを子どもたちが、しっかりとチェックしていただいております。その中、商店街を歩いていたときの凸凹、段差、こういったものがあるとできないよねというような子どもたちからマップを作っていただきながら、言葉をいただいて、一生懸命発表をしていただいたというふうにホームページに載っております。

こういったものをぜひ商店、中新田及び加美町の商店街、今回中新田小学校の5年生ということで中新田まち歩きということでやっていただいたのですが、この辺、やはりまだまだバリアフリーとは言えないような状況にある町の中で、少しでもその子どもたちの意見を取り入れて、バリアフリーに結びつけていただきたい。果てはこの共生社会というのは、障がい者のみならず、今後、高齢者の方々にも非常に大事な観点になってくるわけですから、この辺をしっかりと意見を入れながら、また町の商店街の方々の意見を聴きながら、お祭り等でもなかなか車椅子で入れるトイレがなかったり、そういった現状もございますので、その辺をぜひ積極的に考えていただきたいという思いがありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） その心のバリアフリーの教育、昨年度、中新田小学校5年生でやったということで、その校長先生から話を伺いましたけれども、すごく素晴らしい体験だったというふうな話も伺っております。1回だけに終わらず、そういう本当に子どもにとって貴重な体験活動については、やはり今後も続けていき、そういう共生社会あるいは心のバリアフリーについて考えるための体験活動を、今後も継続して、工夫して取り入れていきたいなというふうに考えております。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） それでは、この質問の最後にさせていただきます。共生社会の実現、先ほど申し上げたとおり、障がい者のみならず高齢者の問題にもなってきます。これから2025年問題、団塊の世代の方々が後期高齢者になる、あるいは2040年問題と、団塊ジュニアの方々が

高齢者になるという問題に直面する加美町にとって、この共生社会の実現というものに関しては、非常に大事な部分になってくるかと思えます。

今回、なかなかオリ・パラの関係、コロナの関係で、町民の皆さんとの交流事業等々は少なくなりましたが、この建物だけじゃなく、この考え方及び心のバリアフリーを推進するためにも、共生社会実現に向けた条例、理念条例のような形になるかと思えます。こういったものを作成して、来る2025年問題あるいは2040年問題に立ち向かうためにも、この条例を制定してみたいかというふうに個人的に思っておりますが、町長、見解をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） やはりまちづくりの上で、この共生社会を実現していくという視点が非常に重要だと思っております。当然このSDGsの考え方からしても、これを推し進めていく必要があると思っております。その上で条例化ということも検討していかなくちゃならないと思っております。

一般的に、この共生社会に関する条例を見ますと、障がい者に重点を置いた条例が多いように見受けられますが、やはりこのユニバーサルデザインということ考えた場合に、障がい者ということのみならず、ご高齢の方も、それから外国の方も、いわゆる言語・国籍、こういったことを問わず、住みやすい町というものを目指していかなければならないと思っております。

特にこの外国については今後、やはり外国人の技能実習生等に頼らざるを得ないというふうになりますなってくると思っておりますので、そういった異なる言語、異なる文化を持っている方々とも共生をしていくというふうな理念に基づくまちづくりを進めてまいりたいと思っておりますし、それを裏づけるといいますか、それを推進するための条例の制定ということも今後検討してまいりたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ただいま町長の口からも、答弁のほうからも、SDGsの話がありました。SDGs 17の目標のうち10番、人や国の不平等をなくそう、11番、住み続けられるまちづくりをしましょうというような概念が入ってございます。こういった概念を推進する、あるいは先ほどの高齢化社会に向けるということと、あと私もちょっとびっくりしたのですけれども、今年、中学生の英語の教科書が改訂になりまして、恐らく世界的なこのSDGsを考えてということだと思っておりますけれども、中学校2年生の英語の教科書にユニバーサルデザインの父と言われるロナルド・メイス教授の文が載っております。この方も障がい者だけでなく、年を取れば誰もが必要になる、こういったユニバーサルデザインを目指しましょうというような

声もありますので、ぜひ町長、宮城県では加美町、登米市、仙台市、この3つだけです。この共生社会ホストタウンを受け入れた自治体ですね。ぜひここで条例をつくれば、宮城県で一番最初の条例となりますので、前向きに検討していただきたいというふうに思います。

それでは、2問目の質問に入りたいと思います。中学校教育の方針についてということで、我が町の中学校教育において、中学校の統合問題、2学期制の導入、学力向上に向けた取組、これはGIGAスクール構想を含むということで記載させていただきました。あるいは中1ギャップ、中1ギャップは一般的には不登校の関係がございますので不登校、あるいはスクールソーシャルワーカーの関係ですね。この対応など非常に課題が山積する中で、新教育長に鎌田教育長が就任されました。これらの課題の対策や教育長の教育方針について伺いたいと思います。お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 教育長の鎌田でございます。

中学校の教育方針について答弁させていただきます。高橋議員のご質問にありますとおり、学校教育を取り巻く課題は、本町のみならず全国的な課題になっております。このような状況の中、教育長の職を担わせていただきましたことは、本当に身が引き締まる思いでございます。

子どもは家庭で愛され、学校で学び、地域で育つというふうに言われております。これまでの経験を最大限に生かして、学校、家庭、地域が三位一体となって加美町の未来を担う子どもたちの健全育成に努めていく所存でございます。

まず、私の教育方針についてご答弁いたします。

現在、加美町教育委員会では、幼児期から中学校卒業までの12年間を見通した連続した学びを推進しております。この幼保小中連携を加美町の教育の大きな柱にしたいというふうに考えております。人間には、その時期にしか身につかない、そのときにしかできない旬というものがあると思います。発達段階に応じて身につけさせるべきことを明確にして、確実に身につけさせて滑らかな接続によって引き継いでいく、そういうふうな12年間の連続した学びを推進していきたいというふうに考えております。

そのために学校、家庭、そして地域でできること、そしてやらなければならないことを明確に具体化して、日々の実践につなげていきたいと考えております。その後、さらにその推進のために3つの実践を重点項目というふうに考えております。

1つは、学ぶ土台づくりです。就学前の教育の重要性が叫ばれています。私も8月まで保育所の所長を務めさせていただきましたけれども、横の連携を密にして、幼児教育では遊びや集

団の中で学んでいく、勉強とかそういうことはしません。遊びを中心にして学んでいます。そういう中で物事をやり抜く力、興味を持って集中する力、友達同士仲よくする力、人の気持ちが分かる力などの非認知能力を高めていく、そのことが小中学校に上ったの学力向上やいじめや不登校対策のためにも重要なことであるとも言われております。

そして、その幼児教育での遊びや、集団で学ぶ幼児教育から、今度は小学校に入ったら授業で学ぶ、全くシステムが違ってきますけれども、その教育へ滑らかに接続していくために、幼少がいかに連携していけばいいのかというのが課題になっていると思いますので、今後いろいろ知恵を出しながら、保育所・こども園・幼稚園の先生方と小学校の先生方で知恵を出し合っ、幼児教育の充実、そして小学校の教育につなげていきたいというふうに考えます。

2つ目は、小中での魅力ある学校づくりです。昨年度、今年度は、県の指定を受けまして、小中学校で調査研究を行っております。子どもが明日も行きたくなる学校、親が通わせたい学校、先生方が働きがいのある学校、そして子ども・教職員・保護者・地域の方々が自慢できる学校、それを目指して今いろいろ研究を進めているところでありますが、子どもたち、保護者の方、そして先生方の声を聴き、それを大切にしながら、目指す学校像を明確にして、小中学校が連携して、小学校から中学校へ滑らかな接続の実現に取り組んでいきたいというふうに考えております。

3つ目に、志教育の推進です。6年前、私が中新田中学校の校長をしていたときに、県の研究指定を受けてテーマを「夢をいだいて大海をめざそう」という、そしてサブテーマに「地域の自然、人からの学びを土台にふるさとを語れる社会人を育てる」というテーマを掲げて実践をして、これは現在も継続して取り組んでおります。

子どもたちが地域の方々や地域での体験活動を通しての学びから、自分がどういう大人になりたいのか、自分は地域にどのような貢献ができるのか、また自分や友達が幸せになるために、今何をしなければならないのかなどを考えることは、中学校の時期には本当にとっても大切なことだというふうに思いますので、地域の教育力を様々な方法で学校教育に取り入れながら、子どもたちの生きる方向性を定めさせていけることができればいいのかなというふうに考えております。

続いて、中学校教育の課題について高橋議員から質問にあった内容を項目ごとに答弁させていただきます。

宮崎中学校と小野田中学校の統合についてですが、現在、保護者や地域住民の説明会の中で、部活動や制服、児童生徒の交流事業など多くの意見をいただいているところであります。現在、

中学校統合準備委員会において、統合に関して必要な事項を審議し、推進本部や4つの専門部会において、具体的な事項について検討を行っているところです。

今後、学校間の交流事業や地域に開かれた教育課程の編成、特色ある部活動などについて、具体的な検討、実施を行ってまいりたいというふうに考えております。

2学期制の導入についてですけれども、学校の教育活動にゆとりを生み出し、通常の学習をこれまで以上に充実させたり、児童生徒が教員と触れ合う時間を確保し、学校生活をより充実させるために2学期制を来年度から、小、中、あとこども園で導入する計画を進めております。

現在は、各学校で2学期制に基づく教育課程づくり、そして児童生徒・保護者に2学期制の理解を深める作業を行っているところであります。

学力向上の取組につきましては、今年度より各校に1名、学力向上推進リーダーを位置づけて、校長会から選出された3名の地区担当校長を座長に年6回の学力向上会議を実施しております。全国学力・学習状況調査や町の標準学力調査結果を分析、それを共有して、その後、3つの中学校区ごとに協議を行っております。

各中学校区における児童生徒の実態を把握して、学び方の連続性を意識しました小中の連携を強化しており、少しずつ効果が表れてきているところであります。小学校から中学校への滑らかな接続を目指して授業改善を中心に据えた学力向上対策を、今後も継続して実施していきたいと考えているところであります。

全国学力・学習状況調査の結果につきましては、小中とも上昇傾向にありまして、小学校については県水準まで回復してきました。中学校に関しましては、県水準まではもう少しの状況であります。学校では学習指導のさらなる充実に加えまして、生徒主体の学習会を設定したりして、受け身でなく自発的に学習に向かおうという意識を高める取組を行っております。

中学校につきましては、町独自の学力調査を年2回実施し、2回のP D C Aに基づく学力向上対策も行っております。

G I G Aスクールにつきましては、G I G Aスクール構想に基づくI C T教育で、7月までに全ての学校に1人1台のタブレット端末の配置を終えることができました。ハード面での環境がある程度そろったところで、教員のI C T指導力向上のために研修会を町教委主催で、リモート研修も含め、今年度4回設定しております。また、町内に3つのモデル校を設置しまして、効果的なアプリケーションソフトの導入の検討も行っております。

最後に、中1ギャップ、不登校、スクールソーシャルワーカーにつきましては、令和2年度より、魅力ある学校づくりに取り組んでおりまして、生徒児童の自己肯定感を育む環境づくり

である居場所づくり、仲間意識を高めさせていく絆づくり、できた・分かったが実感できる授業づくり、不登校を生まない学校づくりに取り組んでおります。

また、同じ中学校区の小6と中1で共通した取組を設定するリピート体験や、小中兼務教員の配置による情報共有に基づき、接続の円滑化を図ることで、中1ギャップの対応にも取り組むなど成果を上げております。

しかし、不登校の生徒については、心のケアハウスやスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、医療機関など、外部機関と連携を図っており、不登校の減少に現在努めているところであります。

これら一つ一つの事業を単発の施策としないで、年間の連続した切れ目のない教育にしっかりと位置づけて、今後、教育活動を実践してまいりたい所存でございます。

以上、質問の内容にお答えさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） それでは、再質問させていただきます。持ち時間はあるのですが、大分時間がたってきてしまいましたので、少しコンパクトに次の味上議員でも教育関係の質問が出ますので、重複しないように質問させていただきたいと思います。

まず、中学校の統合の関係ですね。様々、この後、味上庄一郎議員のほうからも一般質問が出ますし、今回の議案審議等にも関わってくるところではございますが、私のほうからは、実際に現場にいる先生方あるいはその子どもたち、今の中学校1年生がちょうど3年生になるときの統合になるというところで、どのように感じていて、その子どもたちが統合に対しての準備をどのように感じて、どういう教育をされているのか、これが一番この統合に関しては大事なところだと思いますので、その辺の実態を少し教えていただければというふうに思います。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 今年度に入りまして、中1、1年生の小野田中、宮崎中の生徒の交流会を実施しております。そのアンケート、事後アンケートを聞きますと、早く一緒になりたい、早く一緒に勉強したいというふうな、あるいは楽しみであるというふうな感想が数多く書かれております。

そのアンケートの中に、この一緒に勉強したいというふうな意見もありましたので、12月に小野田中の視聴覚ホールにおきまして、ある事業所の方をお呼びして、小野田、宮中の1年生で学ぶ楽しさについての勉強会、あとその後に、先生方を対象に総合学習の事例について、全国の特徴ある事例について勉強会を行うというふうなことになっております。

そういうふうな様子を見ますと、子どもたちについては、統合については期待感が高まっているのかなというふうな印象を受けます。あと、先生方も今いろいろ教育課程とか教科指導案、指導計画とか話し合いを進めている中で、やはりお互い学校のよさを生かしつつ、新しい学校をよりよい学校にというような先生方の意識も高まっているのかなというふうな感じがします。

あと今後、さらに子どもたち、自分たちでよりよい学校をつくる、そういうふうな意識を高めて、子どもたちの考えを統合学校に生かしていければなど、今私が思っているところで、来年度以降、そういうふうな取組をいろいろやっていきたいというふうに、とにかく新しい文化を自分たちの手で、学校文化をですね、そういうふうな形で進めていきたいなというふうに考えているところです。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 様々記載させていただきましたが、教育関係としてまとめて質問させていただきます。今、教育長のほうから、子どもたちが早く一緒の学校になりたいとか、あるいは一緒に勉強したいというような声があるというようなお話でしたが、私も小野田、宮崎地区の子どもたちと接する機会がありまして、いろいろ聞いてみると、やはり部活動を一緒にできて強くなるんじゃないかという期待があったり、また面白いのが、やはりアイデンティティーといいますか、宮崎の、小野田の子たちには勉強で負けたくないというような、ある種、闘争心のようなものが子どもたちには見られるんですね。

ぜひそういったところも先生方で検討していただいて、例えば今の段階から教科担当の中で合同研究をして、同じテキストを使い、同じ定期テストをやり、どっちのほうが高平均点高いよというような、そういった、ちょっと難しいのかもしれないですけども、そういった子どもたちの気持ちを逆手に取って、一緒に上げていくような、そういった取組は私はいいいんじゃないかなというふうに思っているんですね。これが最終的にももちろん、宮崎、小野田だけではなく全地域、中新田中学校も入れてですね、加美地域として、加美町として合同の加美町モデルというようなものをぜひ教育長には考えていただきたいという思いがございましてけれども、教育長、どうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 今、高橋議員から非常に参考となるご意見をいただいたと思います。やはり加美町全体としての子どもの様子を見ていますと、やはり学習意欲はあまり高くございません。また、向上心というか、その辺もやはりちょっと低いのかなというふうに感じております。

それで、統合中学校だけじゃなく、加美町の中学校全部ですね、先生方、あと子どもたちの思いも取り入れながら、いかに子どもたちの向上心・学習意欲を高めていくか、それにやはり力を入れていきたいなど。そして、それが結果が出るように、出るまで、しっかり継続して実践していきたいなどというふうに考えているところであります。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ぜひよろしく申し上げます。本日、傍聴に来ていただいている民生委員の方々にも教育経験者の方々がいらっしゃると思います。前のときに比べると、学校間での教育の研究の数というのが、やはり昔の合併以前に比べると、格段に減ったというふうに私もいろいろ聞いております。そういったところもぜひ加美町の教育として非常に必要な観点になると思いますので、その辺もぜひ教育長、力強く頑張っていきますということを一言お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 今年は学力向上会、今年度立ち上げて、その様子を聞いてみたら、小学校の先生は全部の教科を教えますけれども、中学校は教科担任制になっていまして、それでいろんな教科の先生が集まって会議をやっていたところで、多少その、例えば数学の学力向上が必要であれば、やはり中学校の数学の先生が来て、その学力向上に話し合いができれば上がるのかなということで、来年度は、今自分の中で考えているところですけども、特に算数・数学、あと英語、それにちょっと集中して、小中学校の先生方、連携して学力向上、特にその数学・算数、英語が好きになるような授業はどうあるべきかというようなところを、力を入れていきたいなどというふうには考えておりまして、ぜひ実践につなげていきたいなど思っているところです。

とにかく子どもたちのために頑張りたいという思いは強いものを持っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ここにいる議員並びに民生委員の皆さんが教育長の思いをしっかりと受け取ったと思いますので、よろしく願いいたします。

不登校対策、ちょっと味上議員とも重複するところがございますので、私から質問させていただくのは、スクールソーシャルワーカーについてちょっと確認させていただきます。

ただいまスクールソーシャルワーカーが抱えている案件というのがどれぐらいの人数がいて、内容までは非常にセンシティブな情報になるので聞けないのですけれども、何件ぐらい抱えて

いて、何人のスクールソーシャルワーカーがどのような形で関わっているか。

この点についてまずお伺いしたいのと、もう1点、こういったスクールソーシャルワーカーが抱えている生徒たち、あるいは学校に行けない方々、宮崎のところで一生懸命学ぼうとしている子たち、こういった方々の着地点といいますか、目標というのを、こういったところに置いて活動しているのか。この件についてお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 現在、スクールソーシャルワーカーについては2名、町内におります。1名は中新田地区を担当、もう1名が小野田・宮崎地区を担当しております。中新田地区担当のソーシャルワーカーは週2回、あと小野田・宮崎地区が週1回ということで、ソーシャルワーカーについては子どもたち、親との相談活動が中心になりますけれども、スクールカウンセラーと違うところは、家庭訪問ができる。家庭に入っていろいろな相談し、いろんな関係機関につなげていくことができるということでありましてけれども、中新田地区については、年度によって違いますけれども、大体15名から30名の家庭、子どもたちとの関わりを持って活動していると。あと、小野田・宮崎地区については2名の子ども、家庭と連携を取っているというところで話を伺っております。

今後、本当に不登校対応にはスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは本当に大事な貴重な存在でありますので、今後もいろいろ、ちょっと話を聞く機会がこれまでなかったので、実際、スクールソーシャルワーカーのお話を伺いながら、より効果的な活用について考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ただいま2名のスクールソーシャルワーカーが中新田地区に関しては30名程度の担当と。小野田・宮崎に関しては2名の担当をしているというようなことでございました。自治体の人口レベルで考えますと、加美町のこのスクールソーシャルワーカーの数、非常に多いというふうに思います。恐らく多賀城とかああいったところの地区、人口も多いですけども、ああいったところで2名ぐらいの配備なんですよね。実際にうちの町でこの2名の方々というのがそれだけ丁寧にやっただいていて、子どもたちは何とかこう、頑張っているというふうにしていただければいいのですけれども、ちょっと多いのかなというところもあるのですけれども、その辺についての考え方についてお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

確かに加美町については2名、近隣市町村から比べれば多いです。ただ、問題が多いからという配属ではございませんので、最初の配属したのが2名ということで、今現在っております。来年もちょっとまだ分かりませんが、2名の申請をお願いをしているところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 同じく先ほどちょっとなかなか出てこなかったのが、ケアハウスですね、ケアハウスに通っている子どもさんというの、今実際どれぐらいいて、そこに关わるスタッフがどのぐらいいるのか。また、このケアハウス及びスクールソーシャルワーカーも恐らく関連してくると思うのですけれども、この子たちの目標といいますか、どういった形で皆さん共有して教育をしていただいているのか。なかなかそこが見えてこないようなところもあるので、その点について教えてください。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 現在、ケアハウスについては、宮崎支所の教育委員会の隣の部屋にあります。子どもたちの声が聞こえてきますけれども、現在、四、五名が通っております。正確な数がありましたね。中学生が3名、あと小学生が3名、6名ですね。来る来ないがあって、大体そのぐらいということで、6名ですね。現在、スーパーバイザーの先生が1人、あとサポーターとマネジャーの3名が対応しております。

今後、今後というか、来年度以降ですけれども、中新田地区のほうにケアハウスを移動する方向で今検討を進めております。それで、2人の、先ほど出ましたスクールソーシャルワーカーをケアハウス勤務にしまして、そこを起点として各地域に行つて訪問活動をしたり相談活動をするような形にする方向で考えているというところであります。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 今説明を受けましたけれども、やはりここの教育の部分、非常にうちの町、優しいといいますか、手厚くやつてある部分が多く感じられます。手厚くしなきゃいけない部分ではあるのですけれども、あまりにもそういった窓口をしっかりとし過ぎると、なかなか子どもたちも前に向けない場合もございますので、その辺の人事配置も財政も厳しいところでございますので、しっかりと人事配置、検討をしていただくことも必要なのかなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

不登校に関しては次の味上議員にお任せしますので、私のほうからはG I G Aスクール構想について少し伺いいたします。

12月の町の広報紙によりますと、G I G Aスクール構想が非常に進んでいるような形で取り上げられておりました。この辺についてG I G Aスクール構想、なかなか実態を子どもたちに聞いてみますと、ここまで使われていないというような現状もあります。この加美町の差を埋めるためにどのようにしていただくか、また中学生、クロームブックとあって、こういったキーボードがあるものをなかなか打てないと、そういったところはしっかり検討されて導入したのか、またそれに対する対策についてお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 7月に全部の学校に導入されえて、現在は、実際に慣れてみるという1年なのかなと、先生方、子どもたちですね。学校によってその使用度が大分違うようです。現在、小野田中学校、広原小学校、宮崎小学校がモデル校となって、さっきのソフトなんかも導入して使用度の確認なんかもしていますけれども、現在、教育委員会で考えているのは、実際導入して問題点、いわゆる、例えば先生方のスキル・レベルはどうなのか、あと活用状況、あと今後、有効活用するための課題は何なのかを調査して、それを検証して今後、町としてどのように取り組んだらいいかということを考えていきたいなというふうに思います。

あと、今後、オンライン学習とかオンライン授業の配信なんか、そういうことも進むと思いますけれども、そのために必要なこと、町として必要なことも今後、課題解決に向けて準備していきたいなど。そのためにも、活用のための職員の研修会も充実させていきたいなど。

さらには今後、市町村によってはI C T支援員を設置したり、あるいは教育総務課の中に係、そのG I G Aスクール対応の係なんか設置している市町村もありますので、今後、そういうふうな面も含めて検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 最後にします。26秒でちょっと足りないかもしれないのですが、ぜひこの町内での学校での格差、これはまずしっかり埋めてください。なかなか広報にあるようなところが取組ができていないところもございますので、この辺をしっかり町内格差をなくすようお願いいたしたいと思います。

また、このタブレット、最終的には家に持ち帰ることができるようにという方向になると思います。現状、今中学生、皆学校に置いてきて帰ってくるという状況になります。それで、ここで私もちょっとびっくりしたのですが、最近、中学生、一般的に置き勉と言われる、学校に教科書を置いてくるということが許可されました。何で許可されたんだというようなお話をしたところ、自転車に重いバッグを積んで、後ろに重い運動着とかを入れるのをし

よってることによって、交通事故が、転んだりというような事故が多いというようなことがあります。恐らく本日来ていただいている民生委員の方々も、そういった重いかばんを持っている小学生や中学生をいっぱい見ていると思います。

それで、その子たちが置き勉強をすることによって、教科書も持ってこれられない、タブレットも持って帰れない。家で勉強できないんですね。そういったところを学校間で、これは文科省のほうでも通達を出して地域でしっかりと検討するよというよいうな課題案件にもなっています。この辺、タブレットを活用する、あるいは置き勉強、あるいは学校での先生たちの連絡によって、今日は何を持って帰らなきゃいけないというよいうなところもしっかり教育として徹底していただいて、今後の教育活動に生かしていただきたいというふうに思いますが、これに最後にいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 答弁はよろしいですね。（「お願いします」の声あり）欲しいですか。

（「はい」の声あり）教育長。

○教育長（鎌田 稔君） その話を聞いて、ちょっと驚いているところです。実態をちょっとまた確認したいと思えますけれども、私が考えるのは、やはり学力向上のためには予習、そして授業、そして復習、この学習サイクルがうまく回らないことには、学力の向上は望めないというふうに考えておりますので、その辺、ちょっと各学校の実態と今後の学力向上のための対策について、しっかり考えていきたいというふうに思います。（「以上で終わります」の声あり）

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして6番高橋聡輔君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、暫時休憩いたします。13時10分まで。

午後0時20分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告7番、4番味上庄一郎君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔4番 味上庄一郎君 登壇〕

○4番（味上庄一郎君） ここ最近、加美町内でも火災の件数が、発生件数が多いように感じられます。季節柄、火の元には十分注意していただきまして、予防、消防に努めていただきたいと思います。

民生委員の方々がいなくなりまして、寂しいところではありますが、質問は燃えるような情熱

を持ちまして質問させていただきます。冷静、的確に、火花が散らないようにご答弁をお願いいたします。

それでは、通告に従いまして大綱2問、質問をさせていただきます。

汚染牧草について。

今年度のすき込み処理について、鹿原地区の天ヶ岡への処理は、抜き打ちのような方法で進めようとして、地区住民との信頼関係を失墜させました。

今回の反省も含め、次年度の処理について以下の点を伺います。

1点目、今年度の天ヶ岡への処理について、なぜ事前に地区住民へ説明をしなかったのか。また、その反省点は。

2点目、令和4年度のすき込み計画はどのようになっていますか。また、計画を進めるための説明会の開催方法について伺います。

3点目、大崎広域で焼却に関する訴訟問題の進展はあるのか。1市2町の焼却処理が継続されていると思いますけれども、その処理状況について。

以上の3点についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、火の粉が燃え広がらないように冷静に答弁させていただきたいと思っております。

1点目の天ヶ岡への処理についてのご質問でありました。まず、押さえておかなきゃならないことは、このすき込み事業の目的でございます。これは汚染牧草の減容化と草地の再生という2つがあります。

草地の再生につきましては、来年度には草地として利用できる状態にすることでありまして、そのためには10月上旬には牧草の播種作業が、行わなければなりません。しかし、播種作業までには様々な作業工程がありまして、播種時期から逆算しますと、8月には現在の草地や雑草などを枯らすために除草剤の散布が必要となります。そうした作業スケジュールも踏まえながら住民説明会を開催してきたところでございます。コロナの影響でなかなか思うようにならなかった点はありませんけれども、努力をしまいったところでございます。

まずは、7月17日に町民を対象とした説明会を開催いたしました。次に、7月31日に鹿原地区の住民を対象とした説明会を開催いたしました。鹿原地区の説明会では、風評被害を心配する意見などがありましたけれども、大きな反対意見はなかったため、町としては安全対策を図

りながらすき込み処理を進めていくということで説明をさせていただいたわけでございます。

それを受けて、8月の6日に一般社団法人みやぎ農業振興公社と契約をし、除草剤散布等の準備作業を進めさせていただきました。町といたしましては、手続に従って進めてまいったつもりでおりますが、7月31日の説明会、鹿原での説明会の中で、鹿原地区の若者の意見も聴いてほしいというご意見がありましたことから、意見交換会として、当初は8月19日に予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で9月14日に延期となったわけでございます。

この9月14日の意見交換会では、冒頭、町に対してすき込み事業の白紙撤回を求める要望書に反対署名が添えて提出されたわけでございます。賛成意見もありましたけれども、多くの反対意見もございました。その中には、事業を正しく理解していただいているのではないかとというふうなことを我々も感じましたので、やはりこれはもう一度説明会を開催する必要があるということで、町としては再度、住民説明会を開催し、住民の皆様のご意見を聴いた上で、事実と科学的な根拠に基づいて判断し事業を進めさせていただきたいと、そのときには申し上げたところでございます。

その後、9月の17日に鹿原地区の区長さん方より要望書の提出がありました。9月22日の放射性汚染廃棄物処理調査特別委員会でも議員の皆様からご意見がありましたので、処理面積を縮小し、農家保管の汚染牧草を集約・保管する計画に変更し、区長さんからの要望に対する対応と併せて、鹿原地区の方々へ周知をし、10月8日に再度、鹿原地区の住民を対象とした説明会を開催いたしました。この説明会でも様々なご意見がありましたけれども、若い方々を中心に、早期に処理してほしいという意見も寄せられたところでございます。そういったことから、おおむねすき込み処理に関する理解は得られたと思っております。

その後、作業を中断していたすき込み事業を再開し、11月6日に播種鎮圧までの作業を完了することができました。現在は集約・保管作業を実施しているところでございます。

その上で反省点でございますが、7月から9月までの説明会及び意見交換会では、放射性物質汚染対処特措法から汚染廃棄物の処理方法、汚染廃棄物の堆肥化・すき込みに関する農林水産省の通知など、説明に関する情報量が多過ぎたため、肝心なところが伝わっていなかったというふうに思っております。ここは反省すべき点だと思っております。

そのため、10月8日の説明会では、事業の目的や安全性の確保、事業内容など、住民の方々に理解していただきたい内容に絞りまして、整理をした上で資料をもって説明をさせていただいたところでございます。

次に、令和4年度のすき込みの計画、また計画を進めるための説明会の開催方法についてのご質問にお答えいたします。

令和4年度のすき込み処理計画であります。鹿原地区で保管しております400ベクレルを超える汚染牧草の濃度を再測定し、400ベクレルを下回っているものについては、天ヶ丘の町有採草地にて処理を行うことにしております。その他の地区につきましては、まだ検討中でございますので、明確に申し上げる段階ではございません。

説明会でありますけれども、候補地周辺の住民の方々を対象として開催をし、ご理解をいただけるように進めていくことになるかと思っております。また、説明会では、今年度の反省点を踏まえて、住民の皆さん方に理解していただけるように、まず様々な不安を払拭できるような説明をしてまいりたいというふうに考えております。

3点目の大崎広域での焼却に関する訴訟問題の進展はあるのかと、また1市2町の焼却処理の状況はどうかというふうなご質問にお答えをいたします。

平成30年の第14号損害賠償請求事件は、試験焼却の経費について大崎広域事務組合を被告とした大崎市民124名が原告となる公金差止めを求める訴訟でありました。しかし、試験焼却が終了したことによりまして、令和2年1月に損害賠償請求に訴えが変更され現在も継続中でございます。

よって、詳細については訴訟継続中ということもありまして、私のほうから、私自身もあまり情報はありませんけれども、述べることは差し控えるべきだろうというふうに思っております。

また、大崎市、美里町、涌谷町の農林系汚染廃棄物の焼却状況の実施状況、処理の実施状況についてであります。令和2年の7月から開始をされ、全体で3,500トン令和8年度までの7年間で一般ごみの1%を混焼の目標に、年間約500トン程度を処理する計画となっております。

令和2年度で428.4トン、令和3年度で、これは9月現在でありますけれども、300トンが処理されておりました。計画どおり進んでいるようであります。

また、毎日、排ガス、焼却灰、空間線量、放流水の各種モニタリング値も基準値以内で推移しているということも報告を受けておるところでございます。現在、3か所、玉造クリーンセンター、中央クリーンセンター、東部クリーンセンターで混焼を行っておりますが、令和4年の4月からは、現在建設している新中央クリーンセンターと東部クリーンセンターの2施設での焼却となります。よって、玉造クリーンセンターの使用は、一般焼却を含め休止をするとい

う予定になっております。

以上、3点についてお答えさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 町長、その席はマスクを取ってよかったと思うのですが、

では、再質問させていただきます。7月17日のやくらい文化センターでの説明会があったわけですが、これは6月に、今私、質問させていただいて、より丁寧な説明をしてほしいということで、全町民を対象としたものの、理解が得られたというにはちょっとほど遠い参加人数だったなというふうに感じております。

それで、10月8日の鹿原地区の説明会は、やはり汚染牧草を抱える若手の農家の切実な思いも相まって、総論賛成、各論反対というようなどころではなかったかなというふうに感じています。

それで、今の時系列で鹿原の処理状況を説明いただいたわけですが、17日のこの全体の説明会のときも、この時系列というのがちょっと説明不足だったように私は感じています。つまり、雪が降るまでにすき込みの作業をするためには、どの段階からもうその作業、除草剤散布であるとか、そういった作業をしなければいけないというのは、やるほうでは分かっていたかもしれませんが、受けるほうではこれは分かっていたわけですね。

それで、つまりその辺のところはやはり理解を得られていなかったというところで、何かもう物を運んでいるよとか、そういう話が先行してしまって、今回のような署名活動までされて反対をされたというのが、私は実情ではないかなというふうに感じています。

そういったところを鑑みても、この同じ轍を踏まないために、新年度の説明はどのような説明をするのか。より丁寧な説明をするためにどういった方法で説明会を考えているのか、お願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

その新年度に向けた説明会でございますけれども、先ほど町長の答弁にもあったとおり、申し訳ございません、まだ候補地については現在選定中でございます。その説明会の開催に当たりましては、候補地周辺の住民の方々を対象に説明をしてみたいと思うのですが、先ほどの反省点の中でもありましたとおり、なぜこの事業をするのか、目的であったり、あとはその安全面、そういったところを丁寧に説明させていただければと思います。

あと、その住民の方が感じているその不安であったり、そういったところをどのように払拭

できるのか、その辺も聞いて対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） そういったところも十分に踏まえて行ってもらいたいと思いますが、地区が確定していない、計画がまだ未定であるということではありますが、この説明会のタイムスケジュールでは、より吟味していただきたいと。今年のようなことがないようにしていただきたいというのが、私からの要望であります。今回の鹿原の事業で、説明会の際に、議会が予算を通してからのという発言もあったと聞いております。

それで、令和4年度のその計画については検討中ということではありますが、来年の3月の新年度予算計上の前に、こういった対象地区あるいは全町民向けの説明会をすべきと私は思います。そうでなければ、新年度予算に計上すべきでないと思うのですけれども、この点についてどうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 当然、執行部としては議会で予算を議決していただかない事業については、これは進めることはできませんので、逆に予算がついた事業については、基本的にはやはり単年度で、単年度主義ですね、これはきちっとその年度内に事業を完了するということがもう大原則ですから、やはり職員一丸となってそれに向けて取り組んでいくということは通常のことでございます。

来年度の予算措置でありますけれども、今確定していますのは、先ほど申し上げましたように、ほぼ確定していますのは、鹿原にあるもので400ベクレルを当時は超えていたけれども、最測定の結果、400以下になっているものというものを含めたすき込み作業、これは鹿原の皆さん方にもある程度お話をしておりますので、この事業は確実に進めてまいりたいというふうに思っておりますので、当然それに係る予算措置というものは、予算計上というものは、これは我々としても上程していくこととなると思っております。

それで、そのほかの地域については、今回のやはり試験、試験といいますか、すき込み事業ですね、大きな意味では大規模での実証事業と言ってもいいのですが、やはりこの結果を見てという農家さん方が結構いるのだろうと、あるいは地域が、人々がそう考えていらっしゃるのだろうと思いますから、ここをしっかりと検証した上で住民説明会を開いて、そして進めるということが望ましいだろうというふうに思っております。

ですから、それが来年の恐らく一番草、二番草などもきちんとやはり、少なくとも一番草の測定なども必要になってくるでしょうから、その辺のタイミングを見計らって、どういうスケ

ジュールを進めていくか、検討させていただきたいというふうに思っておりますので、取りあえずは確定しているところについては、当初の予算に計上したいというふうに思っております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 私は、このすき込みをするなど言っているわけではなくて、6月の質問でも申し上げましたが、むしろ本当に農家の切実な思い、目の前からなくなることのほうが、私は早くなくなることのほうがいいというふうに考えておりますので、そういう点から今の質問をしているんですね。

結果的に今回のように、何ていうんですかね、そのすき込み完了までのスケジュールを考えたときに、本当に時間がない中で、またコロナの影響もあったと思いますけれども、説明会をしたといっても、理解を得るまでにあのぐらいやはり時間がかかって、3回以上のその説明会を開いたわけですから、そういった意味では、次の候補地が決まっていなくても、ということでは令和4年度は新たな地区へのすき込み事業は、これはしないというふうに理解してよろしいのですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 他の地域でも実施をしていきたいと思っています。ですから、町としては可能性のある地域、当然これは選定していかなくちゃならないと思っておりますし、それから先ほど申し上げましたように、草地を再生するということが1つの大きな目的ですから、そうしますとやはり8月には契約をし、そして除草剤を散布しとか、前処理の工程が始まりますので、逆算していきますと、先ほど申し上げた一番草、大体6月には刈り取ることになるでしょうから、その結果を踏まえてすぐに説明会を開催できるような準備、これはしっかりとしていく必要があるのだろうというふうに思っておりますので、町有地のみならず民有地でもすき込みを望む農家さんもいるようでありますから、そういった方々のお考えなどもしっかりと把握しながら計画をつくってまいりたいと。当初予算にほかの地域も盛り込めるのであれば、当然これは盛り込んでいきたいと、そんなふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） ちょっと矛盾を感じるころがあるのですけれども、実は当初予算に次年度のすき込み事業の予算も計上はするということになるのでしょうか。それで、その後に新たな候補地を選定するということになるのでしょうか。私が言っているのは、やはり予算計上する前に、その候補地を決めるべきだというふうに思います。でも、それを今回鹿原の事業

の一番草、二番草を刈り取って、その結果を得てから次の作業に入ると、次の候補地を選ぶんだというのであれば、また翌年に持ち越すのが本当だと思うのですが、どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） そう申し上げたわけではありません。選定作業というのは、農家さんのお考えなども聴きながら、当然、予算編成に向けてこれは取り組んでいかなきゃならないということだと思っています。

先ほど申し上げましたのは、少なくとも一番草、これをセシウムの検査をして、問題がなければすぐに説明会をし、そしてすき込み事業に進むことができるように、きちっと準備をしておくということですね。一番草、二番草を刈ってからどこにしましょうかという流れではないということです。当然それは今現在動いておりますので、しっかりとそれは選定をした上で予算計上し、またその時点での状況がありますから、どこも明らかにできないかもしれませんが、当然見込みがあってこの予算は計上するわけですから、その準備をしっかりとやっていきたいと思っています。

また、いわゆる圃場と草地と、それからそこにすき込む量等のバランスなどもありますので、様々なことを勘案しながら、すき込む面積とか場所とか量とか、そういったものを検討しながら準備をしてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 私はやはり新年度予算には今回の鹿原の事業費のみを当初予算に計上して、その後、その結果を見て令和4年度に6月ぐらいからその結果が出るのであれば、そこから新しい候補地を選定してやりますというのであれば、そのときの私は補正でいいのではないかというふうに考えますので、この点については検討していただきたいと思います。

大崎広域のことについてちょっとお伺いします。大崎広域での焼却処理については、今のところ問題ないと、先ほど町長から答弁いただきました。やはりここは、何度もこれは同じ質問をさせていただきますが、町長自らやはり加美町の汚染牧草も焼却をお願いすべきだと思いますけれども、これは何回も同じことを聞いています。もう一度お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私の答えも何度聞かれても同じなのですが、議会の議員の皆さんから出ている声も当然伝えてあります。伝えている中で、さっきも申し上げましたように7年、今のところ7年かかるというふうに言われていますから、この7年間については、今の1市2町の枠組みで焼却処理をさせていただきますという答え、これはいつ聞いても同じ答え、広域から

の答えも同じでございます。

ですから、これはしっかりと現在の計画を進めていただくということが重要でありますし、それから町は町としてできることがありますので、しっかりとこれはすき込みによって減容化を図っていく、草地の再生を図っていくということが重要なのだろうというふうに思っています。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 大日向クリーンパークのことについてお伺いします。この処分場の想定される耐用年数はどのぐらいなのか。また、今後の計画はどうなっているのか。計画次第で、加美町を含む加美郡全体の牧草の処理についても、私は変化が出てくるのではないかというふうに思うのですけれども、この点についてお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） お答えします。

三本木にある大日向クリーンパークですが、大日向クリーンパークの埋立てについては、令和12年に埋立完了の予定となっております。今後もリサイクルや分別収集等を行って、長寿命化に努めるということであります。新しい埋立候補地については、令和12年に埋立完了ということを見込んで、令和5年度までに候補地を決定し、その後、6年程度で造成等の工事を行う計画と聞いております。令和4年、来年度より候補地選定検討委員会を立ち上げるということ聞いております。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） そこで町長に伺います。加美町が次の予定地、候補地になった場合、町長はこれを拒否しますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これは1市4町それぞれ候補地を出すことになると思います。ですから、当然出した本人が否定するということは、これはないだろうと思います。あとは大崎広域として住民の理解を得るということ、これが重要だと思っておりますので、斎場も大分苦労しました。やはり鍵は住民理解が得られるかどうかということなのだろうと思います。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 今の町長の回答を聞いて、よく理解しました。町長には町長としてもですが、大崎広域の副管理者としても、一日も早く加美町を含む広域全体の利益を鑑みて、汚染牧草がなくなるよう柔軟な対応をしていただきますよう要望いたします。

次の質問に移らせていただきます。大綱2問目、加美町の教育について。

先ほどの高橋議員の一般質問でも、鎌田教育長に多くの質問がありまして、非常に熱血感のある答弁を私も感じて聞いておりました。多くの宿題を預けられたところでありますけれども、新たに就任されました鎌田教育長に加美町の教育に関する考え方について、以下の点を伺います。

前任の早坂教育長から引き継ぐべき方針は。また、改善が必要な課題は。

2点目、現在、町内小中学校で不登校となっている児童生徒の数は。

3点目、町内の小学校で学級崩壊に陥り授業が成り立たないところがあるようですけれども、その要因と今後の課題について。

4点目、教育委員会定例会の開催日について、一部の委員からご自身の都合で変更の要望が出ているようですけれども、教育長の所見について伺います。

5点目、教育行政全般に関する予算について、教育長の考えをお伺いします。

6点目、小野田・宮崎中学校の統合が進められておりますけれども、今回の統合を含め、小中学校の再編の将来展望について、あるいは計画について、教育長の考えを伺います。よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 教育長の鎌田でございます。

加美町の教育について、1つ目の「前任の早坂教育長から引き継ぐべき方針は、また改善が必要な課題は」というご質問に答弁させていただきます。

前早坂教育長からは、統合中学校をはじめ町内全ての小中学校・園の魅力化、活性化に尽力してほしいというお話をいただきました。そこで、現在も継続している魅力ある学校づくり、学ぶ土台づくりは、今後も加美町の教育の中心課題として推進していく所存でございます。

特に、幼児期は生涯にわたる人格形成の時期であり、幼児期の体験がその後の学びや生活に大きな影響を与えることとなりますので、幼児教育の充実と、幼保小が連携し、滑らかな継続を図るための学ぶ土台づくりの推進、そして全ての中学校区において小学校と中学校の連携した取組を継続しながら、幼児期から義務教育終了までの幼保小中の連続した学びの充実を目指していきたいというふうに考えます。

そのためには、やはり校長先生や園長先生方の揺るぎないリーダーシップが重要な点だと考えますので、校長・園長先生方の話し合いや連携をこれまで以上に大切にしながら、目指す学校づくりと学校の現状の差を課題と捉え、加美町の教育課題や各学校の様々な課題に取り組ん

でいきたいと考えております。

ということで、1月には各小中学校、あと園を訪問しまして、校長先生方とじっくり話し合いを行って、課題の明確化、その課題の解決に向けていろいろ考えていきたいなというふうに考えております。

質問2つ目、「現在、町内の小中学校で不登校となっている児童生徒の数は」についてお答えさせていただきます。

不登校児童生徒の数は、令和2年度10月末で、小学校7名、中学校で24名ありました。令和3年度、今年度10月末現在で、小学校で8名、中学校で14名となっております。令和元年度より、県指定の行きたくなる学校づくり、令和2年度より、国指定の魅力ある学校づくりに取り組み、新規不登校を生まない学校づくりに取り組んできた効果が少しずつ現れてきているものと考えます。

質問の3つ目、「町内の小学校で学級崩壊に陥り授業が成り立たないところがあるようだが、その要因と今後の課題は」という質問にお答えさせていただきます。

小学校では、学級崩壊が県内でも学校が抱える大きな課題となっております。授業中の抜け出し、大声など授業妨害等が数多く報告されております。その要因としては、教員による一方通行の指導や、担任と児童の相性がうまくかみ合わない、またそれらが複合的に作用している場合など、学級崩壊を招く要因としては様々なケースが考えられます。

町内小学校の現状としましても、授業中の立ち歩き、授業妨害が起きたという事例が報告されております。その対応として教頭、教務などが授業に入り、立て直しを図って、現在は通常の授業が成立しているというふうな状況だという報告も受けております。

また、教育委員会としましても、担当が管理職の相談役になったり、保護者説明会に同席したりしながらサポートをしてまいりました。

今後の課題としましては、年々増加しております支援を必要とする生徒のケア、また学校現場の指導力の向上を考えていきたいというふうに思っております。

質問4についてお答えします。「教育委員会定例会の開催期日について、一部の委員から自身の都合で変更の要望が出ているようだが」というご質問ですが、教育総務課では、教育委員会主催の会議や研修会、各学校の行事を載せた年間行事計画を作成しております。その中に毎月の教育委員会定例会の日程も記載してあります。

委員の中には、普段会社に勤めている方や小さいお子さんがいる方もいますので、定例会の日程につきましては、できるだけ柔軟にし、調整しながら全員の委員が出席できるよう考えて

いきたいと、今後もですね、考えていきたいというふうに思っております。

続きまして、質問の5つ目、教育行政全般に関する予算についてですけれども、令和3年度一般会計の当初予算に占める教育費は、中新田公民館の建設費用などにより25億4,000万円、19.9%と大きなウエートを占めております。また、学校におきましても、ここ数年、各教室へエアコン設置、またトイレの洋式化、GIGAスクール構想に対応した環境整備など、緊縮財政の中で教育費に予算をかけていただいておりますことに感謝申し上げたいと思います。

今後も、現場の声に耳を傾けながら、子どもたちや地域住民のため必要な予算を確保しながら、効果的に運用したいというふうに考えております。

質問6つ目、最後です。小野田・宮崎中学校の統合が進められているが、今回の統合を含めた小中学校再編の将来展望について、お答えさせていただきます。

学校再編の基本方針につきましては、平成24年2月に作成したものが基本となっております。その中で小学校については複式学級の解消をうたい、これまで上多田川小学校が広原小学校に、旭小学校が宮崎小学校に統合しております。現在、複式学級の鹿原小学校に加え、令和4年度には鳴瀬小学校の2・3年生、西小野田小学校の3・4年生で複式学級となる予定になっております。将来的な児童数の推移を見ながら、小学校の再編についても検討していかなければならないと考えております。

中学校については、令和元年5月に中学校再編の基本方針の見直しを行い、1学年2学級以上、通学時間はおおむね40分以内を基本としております。その基本方針に基づき、宮崎中学校と小野田中学校の統合について現在準備を進めるところであります。

以上、ご質問の内容にお答えさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） ありがとうございます。1点目、2点目について一緒に質問させていただきます。

1点目、2点目で答弁のありました学ぶ土台づくり、それから行きたくなる学校づくり、魅力ある学校づくりについて、具体的に教育長が描くものというのがあればお示しをいただきたいと思っております。

いずれの取組についても、やはり教員の資質というものが問われるのではないかと私は思っております。特にその若手教員の育成について、教育長の考えについてあれば、この2点お願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 学ぶ土台づくりにつきましては、先ほど高橋議員のときにもお話ししましたけれども、これまで保育所・こども園・幼稚園との交流は全くなかったわけです。あと、小学校との連携も全くなかったところ、昨年からの土台づくりで連携活動をしましたところ、物すごくお互い新たな発見とともに、例えばこども園、私立の小鳩とかなかよしこども園なんかの、こんなにいろんなことをやっているのかと、子どもたちはこんなに様々な活動をしているのかと、小学校の先生方は分かりませんでした。

そういうことを見て、やはりちょっと小学校1年生を子ども扱いしているななんていうことも気づきがありまして、それを1年生の授業とか学級経営にも生かすというふうなところもありましたし、そういうふうなお互い参観を、見合ったり、授業を見合ったりすることによって、やはり小1プロブレムの解消にもつながったように感じております。

ですので、今後もこの学ぶ土台づくりについては、やはり加美町の新たな特色ある活動だというふうにつまみ、さらに活性化につなげていきたいというふうに思っております。

あと、魅力づくり、行きたくなる学校づくりにつきましては、今は調査研究の段階ですので今後、もう一度原点に戻って、魅力ある学校ってどういう学校なのかと、行きたくなる学校ってどういうものなのかということ、子どもたち、先生方、あと保護者、あと地域の方々からいろいろご意見をいただきながら、それをまとめて1つの加美町の目標として掲げて、そのために学校で先生方は何をしなくちゃならないのか、あと保護者にどういう協力をもらわなくちゃいけないのかと、その明確化を図りながら、その魅力ある学校づくり、行きたくなる学校の実現につなげていきたいなというふうに考えております。

あと、教員の資質については、これは当然のところ、県の教育委員会でもいろいろな研修会を行っております。町としてもいろいろやっておりますので、今後、本当に教育がどんどん変化している中で、それに対応できる教育の方法をみんなで学び合いながらやっていきたいなというふうに思っております。

あと、当然、ここはいわゆる新採の採用はすごく多くなっておりまして、その新任、いわゆる若手を育てるといえるのは、もう喫緊の課題でありますので、やはりそういうふうな中で一番は手本となる授業、いわゆるいい授業を見たり、いい先輩、すばらしい先輩のお話を聞いたり、そういうふうな機会をより充実させていく必要があるし、例えば小学校間で交流をしながら研究会を開いたり、中学校であれば教科ごとの研究会ですかね、教科研究部会なんかを町独自で開きながら、質向上を図っていきたいなと今のところ考えているところです。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） やはり先ほど高橋議員の質問でも、志教育ということがございました。思い返して自分が中学校のときどうだったかなというふうに考えてみますと、自分の家は商売をやっていましたが、剣道がやりたくて農業高校を選んだわけなのです。父親に猛反対されましたけれども、その将来を見据えた、あるいはそのとき目標を見つけて、これがやりたい、それで将来こういうふうになりたいんだという、やはり目標を見つけることが、その志教育の根本ではないかなというふうに思うのですけれども、そういったときに、私なんかは中学校3年生のときの担任の先生が非常に親身に相談に乗ってくれました。

ですから、そういった意味で、その若手の、当時は若手の先生ではありませんでしたけれども、ベテランの先生でしたが、そういったこう、子どもたちと一緒に考えてくれる先生、そういう点では、優秀な教員、熱血先生あるいは昔いっぱいいましたよね、剣道なら剣道ができる先生、一緒に子どもたちとやってくれる先生、そういった優秀な先生方を加美町に異動させるということは、これは教育長の手腕ではないかなというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 味上議員がおっしゃるとおりだと思います。ただ、私も人事権がないところで苦しいところなのですけれども、やはりすばらしい教員が来られるような町としての教育環境もつくっていくし、あとアンテナを高くして、できるだけ加美町にそういう先生が来られるように、来るように、尽力していきたいなというふうに考えているところです。

あと、こういう先生がいるよとかという話がありましたら、どうぞ教えていただければいろいろ考えたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 分かりました。

では、3点目の不登校についてちょっとお伺いいたします。その初期段階の対応について、学校が特に、これは我々議員がこうしたらいいんじゃないか、ああしたらいいんじゃないかという問題ではないので、これは不登校については本当に学校側の対応にかかっているというふうに思います。

中学校の不登校の数が多いのは、小学校からの継続というのもあると思います。それで、その最初の不登校が起こった段階での初期対応について、教育長の考え、ありましたらお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 私も長いこと教育界におりましたけれども、やはりもう幼児期からそ

の不登校になる要素はずっとこう、成長に合わせてつながっていると思います。いわゆる一般的に言われる自己肯定感、そこが低い子はやはり不登校になりやすい。それで、例えば中学校において、何かのきっかけで不登校になると。そこまでやはり自分のエネルギーが枯渇して、何かのきっかけでダウンするというケースが多いんですね。まず、やはり幼児期から自己肯定感が高まるような養育とか教育をしていく必要があると。

あと、その不登校というか、いろいろ悩みとかあると思うのですけれども、その悩みに応えられる人がいれば助かるケースが大分あると思いますので、そういう意味での何ていうか、困ったときに、「先生、困ったや、何とかして」というふうな関係づくりですね、それが構築できていれば防げるケースもあるのかなというふうなものも見ていますので、やはり子どもと教師との信頼関係づくりを大事にしていけるような学校経営とかやっていければいいのかなと。

あと、当然、担任以外にもいろんな相談機関がありますので、そういうところともきちんとつなげていけるような体制づくりも必要なのかなというふうに考えます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 初期段階のその対応については、いろんな対応があるんだと思いますけれども、やはりより丁寧な対応というのが必要だと思いますし、先ほどの高橋議員の質問でもありましたスクールソーシャルワーカーですか、家庭訪問までできる、そういったところを柔軟かつ丁寧にというようなことで、何とか不登校も解消してほしいなというふうに思います。

次に、学級崩壊についてなのですが、授業も、これは人間対人間ですので、先ほどの答弁でも相性というのがありましたけれども、今回のその学級崩壊に至った原因というのはどういったところがあったのでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） ちょっと具体的なところはなかなか難しい、答弁しにくいところですが、いわゆる子どもたちとの信頼関係がちょっと崩れたというふうなところが原因だと思います。その崩れる要因になったのは、やはりああしなさい、こうしなさい、こうしては駄目ですよという指導がちょっと子どもたちに伝わらなくて、そしてさらにちゃんとさせようとする教師の強い思いが、それがさらにエスカレートしてしまって、崩れてしまって、そして学校では1回崩れるのは簡単なのですけれども、それを修復するのは物すごいエネルギーが要るところで、ちょっと崩れた関係を修復するために教頭先生とか主幹の先生が入って、今立て直しをしていい方向に向いているというふうなところがあります。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 典型的な昔の親といいますか、宿題をやる気はないのに、今やろうとしたのに言われたというのと多分一緒だなと思うのですけれども、昭和のよき時代だったのかというふうに切り捨てればそれっきりなのですが、人間関係ですので、やはりその教員の方々にもしっかりとその辺の指導をしていただきたいと思います。

次に、教育委員会のことなのですが、私たち議会は、教育委員の選任の際、氏名、年齢、住所、学歴といった、職歴といったものしか情報がありません。人間性や現在の勤務状況まで把握はできませんので、執行部に一任するしかないという状況ではありますが、そこで教育長に伺います。教育委員に求められる資質というのは、教育長、どのようにお考えですか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 私も教育委員を4年ほどやっておりましたので、私、個人的な思いとしましては、やはりふるさと加美町の子どもたちのために、子どもたちのことを考えた意見をずっと述べてきたと思います。それがやはり基本だと思います。ただ、学校だけではないので、生涯教育も含んでおりますので、やはり生涯にわたって加美町の皆様方が学び続けられるためにどういうことをすればいいのかというふうなことを大事にしながら、教育委員を務めていましたので、そのことがまず一番なのかなというふうに思います。今のところ以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 今回その要望された教育委員さんがどうのこうのということではありません。やはり忙しい中引き受けていただいて、町の教育のためにという思いでやっていただいていると思いますので、答弁にもありましたように、柔軟な対応でしっかりとやっていただきたいというのがございます。

次に、その5点目なのですが、教育行政について、2006年12月に改定されました教育基本法の第3章、教育行政というところで、第16条の3、4、地方公共団体はその地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し実施しなければならない。第4項が、国及び地方公共団体は教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならないというふうにあります。

この法律に基づいて、教育委員会の予算というのは非常に多岐にわたっておりますので、一概には言えないかと思いますが、子どもたちのための予算というもの、教育長として揺るぎない信念を持っていただきたいと思います。この点についていかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） ちょっと教育長になって2か月しかたっておりませんので、今後その

辺、必要な施策とか事業についてしっかり考えて、その予算についてもいろいろ吟味していきたいと、教育委員会として意見をまとめていきたいというふうに思います。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 時間がなくなってきましたので、ちょっと足早に急ぎたいと思います。最後の6点目の統合問題です。中学校の統合についてはおおむね、本当に総論賛成、各論何とかというところなのですけれども、今回の定例会でも条例改正が出ております。

大崎市では一昨年、岩出山の小学校を1校に統合、昨年は古川北部の小学校を1校に統合、あと古川西部をまた1校に統合など、計画的に統合が進められております。加美町でも今後、小学校の統合に向けて計画的に進めるべきというふうに思うのですけれども、児童数の推移というのは出生状況あるいは園児数を見れば把握できると思うんですね。

そういった意味で、特に賀美石小学校とか、やはり先ほど出ました鳴瀬小学校、大分生徒が減っていくということはもう目に見えているというふうに思うのですが、この辺の統合について計画というか、教育長の強いリーダーシップが必要だと思うのですけれども、この辺の考え方についてお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 先ほどもご説明しましたとおり、小学校については本当に児童数がもうどんどん減っている状況で、複式学級になる学校については統合について検討していくというふうに今考えているところですね。特に鳴瀬小学校が複式に来年度、さらに西小野田については来年二クラスは複式、さらには二、三年後には4つのクラスが複式になるというふうな状況もありますので、その辺を鑑みながら統合について計画的に進めるような話し合いを進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 小学校については、どんどん子どもたちが減って行って、やはり旧3町合併してからありますけれども、3町に1個というような考え方もあるかなというふうに思います。

小野田・宮崎の統合について、全員協議会でも校名について説明がありましたけれども、今回、仮称ということで「鳴峰」という校名、私はいささかちょっと違和感を覚えるのです。説明の中では、「鳴峰」の「鳴」が「明るい」という字が候補で、募集の候補の中にありました。鳴瀬川の「鳴」を使ったということですが、この「鳴峰」はなかったというふうに思っています。

やはり募集した意味もありますので、「明るい」という字を使うほうが、私は腑に落ちると思うのですが、このことについてどうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

全員協議会でもご説明はいたしましたけれども、応募のときは「明るい」、「明峰」の「明」でございました。それで、準備委員会の中に推進本部がございます。校長先生の方々に組織している組織ですけれども、その推進本部で「明るい」、「明峰」の「明」をその8案の中に選んでいただきました。その段階はまだ「明るい」でした。それで、次にその8案を準備委員会に持って行って、準備委員会の中で8案と、あとは今まで募集の頂いたものも精査した上で検討していただいて、できれば「明るい」の「明」は、「鳴る」の、鳴瀬川の「鳴」ということで、準備委員会の方々の考えがございましたので、それをもって教育委員会と総合教育会にかけさせていただいて、「鳴」になったという流れをご理解いただきたいなと思ってございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 最後になります。校名については何よりもそこに通う生徒、保護者、まずこの両方に周知すること、そして地域住民からも応援してもらえるような方法でやっていただきたいというのが1点です。

最後に、教育長に、加美町の教育には様々な課題があると感じております。鎌田 稔新教育長に期待するところ大でありますので、ぜひとも揺るぎない信念を持って教育長としてのリーダーシップを発揮していただき、どこに出しても誇れる加美町の子どもたちとして有為な人材の育成に邁進していただくことをお願いしたいと思います。最後に改めて決意をお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 今本当に温かい激励の言葉をいただいた気持ちでありますけれども、本当に教育長としても揺るぎないリーダーシップ、あとは先ほど申し上げたとおり、やはり校長先生方の揺るぎないリーダーシップが一番だと考えておりますので、各小中学校の校長先生、あと園長先生方としっかりタッグを組んで、本当に地域に誇れる学校づくりに尽力していきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。（「終わります」の声あり）

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして4番味上庄一郎君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。14時25分まで。

午後2時14分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開します。

通告8番、9番 木村哲夫君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔9番 木村哲夫君 登壇〕

○9番（木村哲夫君） それでは、通告どおり一般質問させていただきますが、今日も最終、皆さんお疲れだと思しますので、非常に難しいテーマですので、眠くなった方はどうぞ遠慮なくお休みください。

それでは、通告どおり1問、国民健康保険事業について一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症や物価の高騰、米価下落など、社会経済状況が悪化し、町民の生活は厳しさを増しております。大切な社会保障制度の1つである国民健康保険制度について、以下の点について伺います。

1点目、加美町における国民健康保険の加入者の変動や保険事業の状況について。

2点目、国民健康保険料（税）の宮城県統一の状況及び町の対応などについて。

3点目、国は来年度から未就学児に限り、均等割を半額に軽減する方針を固めました。町の対応について。

4点目、国民健康保険法第44条、一部負担の免除、第77条、保険料の減免に基づく対応。

最後、5点目、この厳しい時期にこそ国保事業財政調整基金の取崩しなどで、期限を切って保険料の引下げを行い、被保険者の生活を支えるべきと考えますが、町の対応について、見解について伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、大変これ、難しい問題で、皆さん方のご理解をいただけない部分もあるかもしれませんが、精いっぱい答弁させていただきたいと思っております。

まず、この加美町における国民健康保険の加入者数や、加入者の変動や、保険事業の状況についてということにお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、加美町の国民健康保険の加入数は減少傾向が続いておりますが、これはコロナの影響もありますけれども、令和2年度は減少幅が鈍化しているということでございます。しかしな

がら、令和3年10月末現在の加入者数は5,305人でありまして、5年前に比べますと約20%の減少となっております。

平成30年度の国保改革によりまして、国保は宮城県と35市町村が一体となって運営を行い、宮城県が財政運営の責任主体となり、市町村は保険証発行、保険料、税ですね、の賦課・徴収・給付、保険事業等を行うこととなりました。

一方で、国保の圏域化に伴いまして、県内市町村の保険給付に必要な費用は全額県が市町村に交付を行い、その交付に必要な額は国などからの公費のほか、市町村からの事業費納付金であがなわれております。町が支払う納付金には国保税が充てられ、令和3年度の事業費納付金における国保税額の割合は約70%、残りの30%は国などからの交付金及び基金、町が設置しております基金の取崩しによってあがなわれているという状況になっております。

国民健康保険料の県内統一の状況及び町の対応についてのご質問でありました。宮城県におきましては、第2回運営連携会議において、保険料水準の統一を完全統一とすべきか、あるいは納付金ベースでの統一とすべきかといったような、統一のパターンについて検討されております。

また、市町村ごとに異なっている保険事業、収納率の格差是正、医療費適正化のインセンティブなど、統一に伴う諸条件をどうするかということなども議論をされております。また、そのための目標年次をどうするかということなども今後、1年をかけて議論を行うこととなっております。町としては引き続き、宮城県及び他の市町村と連携を図りながら進めてまいりたいというふうに思っております。

3点目の国は来年度から未就学児に限り均等割を半額に軽減する方針を決めたが、町の対応はどうなのかというふうなご質問でありました。令和4年度から全国的に開始となります未就学児の均等割の5割軽減については、子育て支援や少子化対策の一環で実施されるものでありまして、未就学児を対象に均等割部分を所得制限を設けずに一律5割軽減とするものであります。加美町でも本議会において条例の改正案を提出し、実施に向けた準備を進めているところでございます。

4点目の国民健康保険法第44条、これは一部負担免除の件であります。第77条、これは保険料、税の減免についての条文でございます、に基づく対応についてお答えいたします。国民健康保険法の第44条第1項では、特別な理由があり一部負担金を支払うことが困難な場合などに、減免等の措置を取ることができるとされており、町では取扱要領により、必要な方へ適切に制度が適用されるよう、相談者の生活状況等をお聞きしながら、生活再建のお手伝いができるよ

う取り組んでいるところでございます。

国保税の減免についてであります。国保法の第77条に基づき、加美町でも規則を定め実施しております。令和2年度からは国保世帯に送付する課税通知書にチラシを同封し、また広報等により周知を図り、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入等の減少が見込まれる世帯などに対して、緊急経済対策として特例減免を実施しております。そのほか、生活保護や災害等に応じた減免など、被保険者の経済的負担の軽減に寄与しておるところであります。

5点目のご質問、この厳しい時期にこそ国保事業、財政調整基金の取崩しなどで、期限を切って保険税の引下げを行い、被保険者の生活を支えるべきであると考えているが、町の見解はというご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

大変厳しいご家庭があるというのは認識をしているところでございます。質問の2のところにあります国民健康保険料の宮城県統一の状況及び町の対応などについてに関連いたしますが、毎年、税率・税額の県内統一に向け、宮城県が運営する財政部会において協議を重ねておるところであります。

先日行われました部会では、宮城県として統一する目標年度を令和4年度中に決定するとの回答がございました。あくまでもこれは統一する目標年度を決定するということでありますので、実際に統一にはさらに10年ぐらいはかかるだろうというふうに見込まれております。

この目標年次が決定することによりまして、町が保有する財政調整基金を安定的に維持しつつ、どの程度軽減、負担が図れるかというふうなことも、逆算して見えてくるのではないかとというふうに考えているところでございます。

これらを踏まえまして、加美町としましては、現在の国保事業財政調整基金を将来的にも安定したものとしながら、現在の社会情勢に伴う国保世帯への生活資金を支えるため、当該基金を活用いたしまして、国民健康保険税の引下げを令和4年度の賦課分から行うことを現在検討しております。

以上、5点お答えをさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ありがとうございます。それでは、始める前に、皆さん、タブレットの中に資料を入れておりますので、その説明をいたします。事務局、すみません、モニターをお願いいたします。

皆さん、タブレットに入っております1枚目、右上にページを振っておりますので、1ページは国民健康保険の加入、異動、あと特別会計の一覧表を時系列的に書き出しました。赤いと

ころがマイナスになっているところでは、注目していただきたいところは、そのマーケティングしているあたり、まず国保の加入状況が今鈍化している、令和2年の加入状況がマイナス37ということで、減り方が鈍化しております。それと、その下のほう、異動の状況ということで、社会保険をやめて国民健康保険になるという傾向がずっと出てきております。これはやはり生活が厳しい状況かなど。

あと、一番下のほうに、国民健康保険特別会計の財政調整基金が下の欄にずっとございます。加美町合併当時あたりが約8,000万円、現在は5億6,600万円の財政調整基金がございます。次のページから、2ページから11ページまでは、町のほうで基本的に家族構成とか、あとはその収入等を、モデルケースをつくっております。それを少し拡大しまして、広げまして、加美町の状況、それと色麻町、美里町、涌谷町、大崎市と。それで、色麻町、美里町、涌谷町については、通常が上の欄です。下の欄が現在減額している状況です。この赤でくくった部分、例えば色麻町の1万2,600円というのは、これは減額しているというふうに読んでいただきたいと思います。これがずっとその世帯ごとに11ページまで続いております。

最後、12ページ、それを集計したものがこの状況になっております。これで見ますと、やはり加美町は、E、F、年金所得の方々、高齢者のご夫婦、单身の方が、他町村よりも高い、要するに例えば色麻町が赤くなっているということは、加美町よりも色麻町のほうが安いということです。逆に言えば、加美町がその部分が高いというふうに読んでいただきたいと思います。

それでは、資料を見ていただきながら、じゃあモニターを戻していただいて結構です。質問を続けます。

先ほど町長の説明の中に、令和3年10月末現在で5,305人というお話がありました。令和2年度から数えますと31人の減少になるわけですが、令和2年度からの減少の鈍化は続いていると考えられるのか、また先ほどちょっと資料でご説明しましたが、社会保険から国民健康保険に加入する数が、国民健康保険から社会保険に加入する数を大きく上回る傾向にずっとあります。これはやはり社会状況の厳しさが増していると思いますが、どのように捉えているか、まずお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長、お答えします。

まず、鈍化につきましては、年度の途中ということもありまして、今現在ではっきりとしたことは言えませんが、昨年並みか少し減っているかなという感じには考えております。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） やはり厳しさはずっと続いているような気がしております。この表からも分かると思います。

それで、皆さんの資料の若干説明をしますと、国民健康保険は平成30年、宮城県で統一になったときに、資産割というものがもともと4つの区分だったものがなくなったそうです。そこで、加美町としては約二千五、六百万円減収になったわけですが、現在は所得割、これがパーセント。均等割、これは子どもであっても1人は1人ということで、人数に対して単価が決められております。さらに、平等割ということで世帯当たりの金額というふうに読んでいただきたいと思います。

それで、公的医療保険は6種類ありまして、組合保険、公務員の皆さんが入っている共済組合、あとは中小企業の協会けんぽ、後期高齢者医療制度、そして国保組合、それで最後に国民健康保険、国保が最終的な受皿となっております。現在、国保の加入者は所得なしが約3割、所得が100万円未満の方々が半数を占めていると言われております。

さらに、この傾向を見ますと、均等割一人一人が負担すべき額が、家族が多いほど保険料が高くなるという仕組みとなっております。これをどのように認識されているかお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 税務課長。

○税務課長（塩田雅史君） 税務課長でございます。

均等割と世帯割でございます。議員作成の資料、見させていただきました。それで、我々もこのような資料を作成して検討した結果、加美町の税額に関しましては、通常の状態に戻る場合ですと、そんなにも高くない、表現が悪いですが、課税基準額、所得が多い方が加美町は安くなる傾向になっていまして、あと世帯人数が多い、人数が増えていけば増えていくほど加美町は安くなる傾向にあります。

ただ、医療分だけを見ますと、加美町の均等割、あと平等割が高く目立ってしまうというような状況でございます。これはほかの市町村を見ますと、所得割のところではパーセンテージを上げて税額を確保しているような状況になっております。

それで、ほかの市町村の市町村なりの考え方がございますので、加美町としましては、所得割、医療分を見ますと高くは見えますけれども、全体を見ると、世帯数が多くなれば税額のほうは低くなっていくというような仕組みになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ありがとうございます。

それでは、2つ目のほうに移りたいと思います。宮城県保健福祉部国保医療課の資料によれば、県が中心の国民健康保険運営協議会と、県と市町村が関わる国保市町村担当者会議、国保運営連携会議、この中には3つの部会があるようで、財政、事務処理標準化、収納対策という組織がございませぬ。

その中で、先ほど説明があった第2回運営委員会というのは、これは令和2年8月19日の財政部会のことなのか、9月28日の連携会議なのか、11月18日の事務処理標準化部会のことなのか、この辺説明を言っていたきたいのと、あと統一に向けた在り方、目標年度を約1年かけて議論を行うということだと、令和4年度中ということになるわけですね。

また、県の先ほどお話しした会議の状況を見ますと、令和3年度の第1回国民健康保険運営協議会というのが12月24日に開催されるようですねけれども、要するに令和3年になってから、令和2年度の第3回が2月の10日に行われてからしばらく行われておりません。これはペースダウンしているというふうに思ったほうがいいのか。この辺、宮城県の統一に向けての動きについてご説明いただきたいと思ひます。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長です。

すみません、第何回というものの具体的なものはちょっと手持ち、用意していませんでしたが、財政部会での話になりますので、9月か10月にあったものだと思っております。

それで、連携会議とか財政部会、昨年度からコロナの影響もありまして、実際の対面での会議が難しくなつて、ウェブ会議等で今年度は実施している状況ですので、コロナの影響でちょっと鈍っているという状況でして、停滞しているということではございませぬ。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それで、第2期宮城県国民健康保険運営方針、これは令和3年度から5年度までのものなのですが、この中に第3章、市町村における保険料の標準的な算定に関する事項ということがありまして、年度ごとに市町村標準保険料（理論値）というのがあります。これを見て、加美町の状況に当てはめると、年金所得の方が今の加美町の金額よりも減つて、それ以外は少し上がるという傾向にあります。ただ、この理論値で活用しているわけではないという説明もありますが、これはどういうふうに読んだらいいのか。

もう1点、激変緩和措置の自治体、令和元年度が19団体、金額として13億4,700万円、令和2年度が8団体、1億6,200万円、令和3年度が4団体、6,200万円というふうに表記されてお

ります。これは加美町には関係あるのかないのか。

そして、最後ですが、加美町の納付金、令和元年度は6.9億円、令和2年度は7億500万円、それで伸び率が2.22%ということで、伸びたのは7市町村でした。それで、令和3年度が約6億6,200万円で、逆に6.04%減少しております。この年に伸びた自治体は5自治体ということで、納付金の額の決定などはどのようにして決まっているのかをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長です。

すみません、算定方法についてですが、ちょっとこちら、用意しておりませんでしたので。算定方法、それと激変緩和につきましても、ちょっと加美町が対象になっているかどうかというのはまだ、後で調べてお答えしたいと思います。納付金につきましては、前々年度の保険の給付状況とか、その激変緩和によって算定されてくるという金額になりますので、全体の納付、医療給付額から算定されてくるものですので、加美町が増えた減ったというのは、その前々年度で医療給付が多かったかということも関係していますし、激変緩和といったことで計算されてくるものになっております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） すみません、それで次に、時間がどんどん進むので、終わるかどうかわれなのですが、次に、先ほど来年度から国は未就学児均等割を半額ということで、税務課さんのほうにお邪魔したときに、もう少し小学生・中学生・高校生にも拡大できないかということで、いろいろ苦勞されたり検討されていたという情報もいただいておりますが、最終的には加美町は国と同じ状況だと思っておりますが、この辺、どのような状況なのか説明をいただければ。

○議長（早坂忠幸君） 税務課長。

○税務課長（塩田雅史君） 税務課長でございます。

今回議案として提案させていただいております。令和4年度から未就学児の均等割5割軽減について条例の改正案を提出しております。いろいろ検討した結果、まずシステム改修が伴う事業でございます。それで、国の方針に従うと、統一したシステムで今、村田町さんと富谷市さんと、あと加美町が、統一したシステムで運用しております。

国の統一した基準で事業を行うことによって、経費が削減、経費が安くなるわけですが、いろいろ検討して、未就学児以降、学生さんとかの均等割を5割軽減とか、あとは未就学児の均等割を5割軽減から全額ということのシステム改修をしようしますと、ちょっと予算的に減額する、この未就学児の皆さんの税額を下げる金額よりも余計にかかってしまうとい

うことが判明いたしましたして、今回は一応国の基準に基づいて条例のほうを改正させていただきたいと思います。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ありがとうございます。

次に、国民健康保険法の第44条第1項によって、町の取扱要綱というのがあります。これに沿った該当の状況、2つ目には短期保険者証の発行状況について。それと、この有効期間が原則では6か月というふうになっているのですが、加美町とか涌谷町さんの場合は、1か月、2か月、3か月、4か月、6か月というふうになっております。これについて説明をお願いいたします。

もう1点、国民健康保険法第77条により、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる国民健康保険税の減免状況、どのぐらいの申請等があったのか。そして、国による特別調整交付金が財政支援されるということではありますが、この状況について、3点お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長です。

短期者証の発行の基準ですが、1か月の方については、納付または分納誓約した方、今後も納付が見込める方、過去1年以内に納付実績のある方、分納誓約をしているが納付約束不履行を繰り返す方という基準にしております。

3か月証につきましては、分納誓約を着実に実行している方で納付の解消に積極的で納付相談の必要のない方、滞納額のおおむね2分の1の納付がある方という基準にしております。

それで、6か月証につきましては、次年度に被保険者証が見込める方、それから過年度に滞納がない方ということで基準としています。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 税務課長。

○税務課長（塩田雅史君） 税務課長でございます。

コロナ関連の減免の件でございます。新型コロナ減免についてでございますが、令和3年11月末現在でございますね、そちらのほう、今までで9世帯。すみません、令和2年度のコロナ関連の減免でございます。世帯件数で61件、減免額で1,116万5,000円となっております。今年度、令和3年11月現在でございますが、9世帯で130万1,900円となっております。

今後の見込みでございますが、あともう少し増えるのではないかという見込みでございます。財政措置でございますが、先日資料で届きまして、新型コロナウイルス感染症に係る減免の財

政支援について、今年度の補正予算を踏まえ、保険料、減免総額の10分の10に相当する額を災害臨時特例補助金及び特別調整交付金により交付するということになったということ通達がありましたので、そういうことになっております。以上です、すみません。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ありがとうございます。いよいよここからが今回のメインテーマであります。先ほどこの厳しい時期に基金を崩せないかというお話をいたしました。そこで、皆さんもタブレットを見ていただければ大体は分かるのですけれども、財政調整基金が令和2年度で5億6,600万円、現在ございます。それで、加美町の状況は、先ほど課長のほうからもあったように、65歳以上の世帯、要するに高齢者世帯単身及びご夫婦、それでさらに、この方々は65歳以上の世帯は介護保険料がさらに加わるということで、かなり高齢者の方々には厳しい状況になっております。

それで、2日間にわたって、色麻町、美里町、涌谷町の議会事務局長と税務課長を訪問いたしました。各町の対応をお聞きしてまいりました。

色麻町は国保財政調整基金を令和2年度では2,000万円、令和3年度では1,800万円を取り崩して保険料、全ての均等割、一人一人に係る均等割を2分の1にいたしました。

美里町、こちらでも国保財政調整基金を令和2年度から、この12月の議会で令和4年度も行うという方針で、4,500万円から4,600万円を各年度取り崩しながら、医療分の均等割、こちらを2万2,000円から1万円に減額しております。皆さんの資料のほうにも赤で囲ったところで見ただけであれば分かります。

涌谷町は財政が厳しい中ではありますが、国保財調の令和2年度から3年度にかけて、2,000万円から2,800万円を取り崩して、保険料、これも医療分均等割を1万7,000円から1万円にいたしました。

こうやって、この厳しい時期を乗り切ろうというふうにされております。それで、これはどういう判断ですかと、これは首長の判断ですというお話でした。加美町としても、財政調整基金を取り崩しながらでも、保険料の減額を早急に行うべきと思いますが、町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、皆さんにご理解いただきたいのですが、先ほど税務課長から説明のあった、このコロナの減免ですね、これは国が10分の10負担するわけでありましてけれども、加美町は令和2年度分で61件、美里町は26件、涌谷町は7件、色麻町は1件と、実は圧倒的に

加美町が多い状況です。

これはどういうことかといいますと、町は積極的に国保世帯に送付する課税通知書にチラシを同封したり、あるいは広報紙等で周知を図ったことで、多くの方々に申請していただいたということで、しっかりこの国のお金を使って対応しているということをまずご理解いただきたいというふうに思っております。

次に、しからばその他の町が均等割を2分の1にしたということでありましてけれども、加美町が2万2,800円、美里町、涌谷町が1万円、色麻町が1万2,600円ということになっております。実はこの2万2,800円というのは、県の平均でございます。さらに、この3町については時限的ですので、これは1年後、2年後にはまた元に戻ります。そういうことを考えたときに、将来統一のことも念頭に置けば、ここの均等割をいじるべきではないと。県平均ですから、高ければ別ですけども、県平均ですから、これは維持すべきであろうと。

それで、一過性の減免、これは戻ったときの負担感が、これは大きいわけですね。ですから、こういったことがむしろ納税者にとっては負担感を増すということにつながると思っておりますので、私は一過性のこういった減免という対応は取るべきではないだろうというふうに思っております。

一方で、平等割、これが加美町は3万円、美里町が2万円、涌谷町は2万3,000円、色麻町が1万8,000円ということで、これは他に比べて高い、また県平均から見てもこれは高いということでありまして、ここは減免をしていく必要があるだろうということで、先ほどの答弁の中にも、国民健康保険税の引下げを令和4年度の賦課分から行うことを検討しているというふうに答弁をさせていただいたということでございます。

これは皆さんに均等に、これは負担が低減されるということでありまして、やはりこういった取組が一時的なものじゃなくて、全体的、そして恒久的なものにしていくべきだろうというふうに思っています。

そういった中で、どの程度減額するのが望ましいかという議論をしております。そのときに大事なことが、この基金を、この制度を安定的に維持していくためには、やはり適正な基金を維持していくということが、これが大事でありますので、そうしますと先ほど申し上げましたように、一本化が10年ぐらいは先になるだろうということを考えた場合に、これはやはり10年間、1つの目安として10年間、きちっと適正な基金を維持しつつ、維持していくということが大前提になるだろうというふうに思っています。

そうしますと、4億円というのは1つの目安でございますので、町としましてはですね。こ

れを維持していくことを前提として、どの程度減免できるかといいますと、5,000円が適切だろうと。ですから、平等割については3万円から2万5,000円に減額をするということを、現在検討しているところでございます。

そういった方向で、まだ最終結論ではありませんが、そういった方向で現在検討しておりますので、皆様方の負担減に、軽減につながるように、議員のご指摘も踏まえながら検討していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 大変ありがたい回答をいただきました。平等割5,000円ということで今お話をいただきました。税務課長、5,000円引いた場合に、どのくらい減額といいますか、なるか、もし計算されていたらお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 税務課長。

○税務課長（塩田雅史君） 税務課長でございます。

議員皆様の、木村議員が作りました資料で、2ページで参考にいたしますと、2ページの加美町ですね、30万3,400円から5,000円下がる形になりますので、29万8,400円になるという計算になります。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 町の財政調整基金からどのくらい崩すかということでお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 税務課長。

○税務課長（塩田雅史君） すみません、財政調整基金のほうからの取崩しなのですが、年間1,000万円程度になる予定でございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ありがとうございます。実は、その財政調整基金を幾ら持っていればいいのかというのをいろいろ調べますが、なかなかこれといったものは見当たりませんでした。ただ、その中で幾つか参考とすべきものを見つけましたので、ちょっとご紹介します。

国保財政調整基金の考え方についてということで、平成11年3月1日、これはちょっと古いのですが、当時の厚生省保険局国民健康保険課長の通知というのがありまして、その中に基金積立金保険給付の平均年額の5%以上とあります。これは3年間の平均ということになります。すけれども、この保険給付費5%を加美町に充てますと、令和2年度で17億5,400万円の5%だと約9,000万円ということになります。

また、北海道の小樽市では、やはり北海道が令和12年度から一本化されるということで、国

民健康保険事業運営基金の保険料の統一に向けての基金の取崩しの計画書というのを見つけました。これによると、基金の保有必要額を納付金の10%と仮定しているということで、加美町の納付金は令和2年度7億500万円です。10%を掛けますと7,100万円ということで、約1億円以内と。これはどんだん、何ていうんですかね、少しずつ減らして行って、その統一のときに向けてということなのですが、こうやってみると、もう少し何とかならないかなというのが正直なところですが、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長、お答えします。

その基準額については、申し訳ありませんが承知していませんでしたが、4億円という考え方が保険給付額の2か月分ぐらいが適正かなということで、こちらでは考えていたところでした。県内の状況を見ましても、そんなに少ないところというのは、実際のところはありませんで、いずれのところも何億円も基金は用意している状況です。

統一に向けて、実際基金を全くなくすという方向に財政部会のほうでなっているわけではなくて、基金はそのまま維持した形でということで、税率とか保険税額が県内統一されますと、加美町だと恐らく下がるんじゃないかという可能性もあるわけです。その間に、それに向けて下げていった場合に、当然基金をもっと食いつぶす、食いつぶすと言いはなんですが、使っていくことも考えられますし、それ以後も税収で納付金を賄えない可能性も出てくるので、その辺の議論がどのようにされるのか、そういったこともありますので、今すぐそこまで減らせるのかというのは、ちょっと担当課長としては難しいのかなということで考えておりました。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） そういう意味もあって、先ほど激変緩和ということで、これは国から県に一本でお金が下りてきて、そこから急激に制度が変わるので、厳しい自治体にお金を一旦貸すというか、出すと。それで少しずつ戻してもらいますと、それが先ほどお話しした令和元年では19団体、令和2年で8団体、令和3年度は4団体あったということで、加美町はどうなのですかというお話をしたんですね。

ですので、厳しい自治体もあります、多分。そういうことも今後、統一に向けて検討していただきながら、取りあえず平等割5,000円減額ということだけは担保させていただきましたので、よろしく願います。どうもありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長です。

その激変緩和の国のものも、もう昨年度でほぼ終わった形になりまして、今後ない予定ですので、それも期待できないという部分も実際のところはあるようでして、来年度、加美町の納付金額も増える予定になっておりますので、その辺もありましてちょっと基金を大幅に取り崩すということは難しいのかなということで考えております。よろしくをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど申し上げましたように、統一の時期というものが明確になっておりません。また、基金をどう取り扱うということも明確になっておりません。そういった中で、やはり町が、その納付額というものは毎年納めなきゃならない。先ほど課長からあったように、この税込でそれを賄えなくなるということであってはならないわけですから、やはり基金は、先ほど4億円と言いましたけれども、一定のその基金はやはり維持していかなければならない。そこが非常に大事だと思っておりますので、また県の統一の時期、基金の取扱い、そういったことが明確になった時点で、また基金をどうするかということを町としても検討していく必要があるのだろうというふうに思っておりますので、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 最後に、それで5億6,600万円の基金があると。それで、1年間に保険料として被保険者から頂くのは5億円程度なんです。そうすると、1年間頂くものが全くなくても、基金とほぼ同じということもありますので、そこまでとは言いませんが、ぜひ今後、先行きを見ながらご検討して行って、少しでも町民の方々の暮らしを守っていただければと思います。ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、9番木村哲夫君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日は、これで延会といたします。

なお、明日は午後1時まで本議場へご参集願います。

本日は大変ご苦勞さまでした。

午後 3 時 1 3 分 延会

上記会議の経過は、事務局長内海 茂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 3 年 1 2 月 9 日

加美町議会議長 早 坂 忠 幸

署 名 議 員 佐 藤 善 一

署 名 議 員 米 木 正 二